

いますが、投資家も十二万人とかいるらしいんですが、個人投資家がその半分、いろんな意味でトラブルも起こると、こういうことがあります。きちっとした、そういうところのよく分かつて商品取引に入つてもらえればいいわけでも、そういうところがよく分からぬうちに勧誘員のうまい口車に乗つて、よく分からぬうちにのめり込んでしまつて大変な目に遭うということも多々聞くわけです。

衆議院の方から、この政府案の改正について更に改正をされたということあります。今日は田中慶秋先生がお見えなんですが、ちょっと時間のこともあるようで、投資家保護といいますか、それは思うんですが、その眞の意味合いといいますか、目的といいますか、そのところについて御説明いただければと思います。

○衆議院議員(田中慶秋君) ただいま広野先生から御質問であります。先般、衆議院の法案審議の中で、商品取引における、とりわけ今お話しのように知識、経験が不十分な一般の委託者が被害を受けるケースが続発しているという状態、その原因はやはり商品取引の職員といいますか取引員が強引あるいはまた不適切な勧誘が非常に多いということが指摘をされております。二つ目には、やはり不適切な勧誘行為について、従来は日本商品取引先物協会の自主的な規制のルールによつて適正化を図ることとされておりますが、先物取引に係るトラブルが一向に減少しないということがあります。

今回提出された政府案においても、商品取引員について勧誘行為の適正化のための新たな規制が導入されたところであります。しかしながら、政府案では商品取引による勧誘行為の適正化に対する余地があると考へられたことから、三百四十二条に定める商品取引員に、行つてはいけない行為として、政府案に加えて、私どもそれぞれ全会一

致の中で、先物取引の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を表示した顧客に対する勧誘の禁止、さらには商品取引勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘することの禁止、いわゆる両建てに関して数量及び期限を同一にすることを勧めることの禁止であります。このことを加えることによって委託者保護の一層の充実を図ろうとするものであります。この修正を加えたことにより、商品取引員による勧誘行為の適正化がより一層図られるものと信じております。

先物取引における委託者保護を政府案よりも更に一步前進をさせていただくという、こういう形で、参議院の委員の先生方におかれましては、是非その意思をよく御理解をいただきながら御可決されますことをお願い申し上げて、説明に代えさせていただきます。

○広野ただし君 正にそのとおりだと思います。何についてもこの商品取引の経済的な意味合いといふのは非常に大きいと、こう思いますが、やはりそのための環境整備といいますか、個人投資家に対する目配りといふのをしつかりとしておかなければならぬと思いますので、その点は衆議院の修正といふのも非常に大きな意味合いがあるのではないかと、こういうふうに考えるわけあります。

ところで、大臣に、この商品取引といいますか、こういうマーケットの経済的な意味合いといいますか、役割といいますか、そういうことについて大所高所からひとつ御見解をいただきたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) わはようございます。

今、広野委員から御指摘のように、いわゆる自由経済ということになると、商品ある財をみんなが売りたい、あるいは買いたいというときに、一つのマーケットができる、そこで一つの値決めがされるといいましょうか、一つの需給が結び付いていくことが基本形にあるんだろうと思ひます。そしてまた、価格変動リスクが大きいと

か先行きの不透明さをヘッジするという観点からも、先物相場というものがきっちりと立つことによつてリスクを回避するという役割も果たすことの意味は大きいと思つております。

そういう意味で、順次、今委員からも御指摘のように、取引金額あるいはまた扱う商品数も増えてきておるわけでございますけれども、そこにはやっぱりマーケットの信頼性というものが大前提にあると思いますし、また、こういう時代でございまして、國際社会との関係というのも無視できないと思います。

さらには、今、委員それから衆議院の田中委員長代理からも御答弁ございましたように、プロ同士の自己責任ということであればそれはそれで一つ完結するものだと思いますけれども、今、広野委員からも御指摘のように、個人の方が投資として参加をするという場合には、勧誘その他に対して、プロがアマチュアといいましょうか素人の人に参加勧誘をするということになりますと、そこに誤った方法あるいは不正な方法が入つてはならないということが今回の改正の趣旨でございますし、また衆議院において修正された、全党一致での議決された内容だと思っておりますので、その議決された内容だと思っておりますので、その点は衆議院の修正といふのも非常に大きな意味合いがあるのではないかと、こういうふうに考えるわけあります。

このことから考えて、証券との比較、あるいはロンドンではメタルマーケット、そして東南アジアでは中国あるいはシンガポール等がどんどんまた台頭してきている。こういう中ににおいて、日本の商品取引所といいますか、そういうマーケットといふところがどういう現状にあつて、また今後どうしていつたらいいと、こういうふうに思つておられるのか、見解を伺いたいと思いま

す。

○大臣政務官(菅義偉君) 先ほど委員がおっしゃいましたように、正に証券市場との比較でありますけれども、正確な比較といふのはこれは非常に困難であると思いますけれども、金額ベースで申し上げますと、平成十五年、証券取引市場は五百五兆円、商品先物市場は二百十九兆円であります。そして将来的には、やはり規制改革などを背景に、昨今の石油市場を見られるように、急速な規模の拡大、あるいはまた低金利の状況の中でも、そしてインター取引が活発化されている、こうすることを考えたときに、市場の規模も更にこれは拡大していくものと考えております。

○広野ただし君 なかなか簡単にそういう比較と

うのは難しいと思うんですが、じゃ、海外の同じ商品取扱所、こういうところと比較して、アメリカあるいはロンドンと比較して、そして最近の東南アジアあるいは中国と比較してどのようになってきてているのか。また、そういうところに市場を取られてしまう、こういうことになつてはまた大変なことだと思いますが、そういう観点からまた見解を伺います。

外市場が、特に中国、アジアが物すごい勢いで拡大しております。上海などは二〇〇二年から二〇〇三年の一年間で取引量が三倍にも増えたという猛烈な勢いなんですね。そこで、各国間の制度競争がもう始まってきたということでございま

そこで、外国の先物市場に我が国の市場が奪われるなど、いろいろなことがあるかというので、三つほどあるんですが、一つは、為替リスクや時差といふ大きなハンディ、不便さをこれは回避できる。これは我が国自前の商品市場を有していることによるメリットですね、回避できると。二つ目は、我が国の需給を反映して形成される価格を内外に発信し、国際価格の形成に影響力を行使できると。それから、三つ目のメリットは、流動性を供給する資金を流入させ、商品そのものから金融関連までの幅広い情報が集められると、こういう利点があるわけでござります。

したがつて、自前の商品先物市場を整備すること
は極めて重要でございまして、今回の法改正に
おいては、国際化に対応した信頼性、利便性の高
い商品先物市場の制度整備のための諸措置を盛り
込んでいるところであります。

○広野ただし君 やはり、価格形成あるいはリスクヘッジにしても、今やこういう国境がなくなつてきているわけでありますので、トウモロコシあるいは大豆を取りましても、あるいは石油関係を取りましても、国内だけで考えていてはいけない時代だと思います。

ですから、海外からも外国の資本が入つてくる

る、資金が入つてくる。そういうものが今現在ど
ござります。

あります。

れぐらいになつてゐるのか。商品取引では二割く
らいになつてゐるんではないかと言われてゐるよ
うであります。株式市場でもどんどん外国投資
家、それを中立保有としているようなことら

家のそれを口に聞いていたところから、そこでもやつてあるように、垣根を余り、投資家保護といいま
けないように、規制ばかりしまして海外から入らなく
すか、そのところもやらなきゃいけないんです
が、余り規制ばかりしまして海外から入らなく
よつてしまつたりではござりかんな二二〇

なつてしまつたのにこれがまたおかしいことがありますので、その兼ね合いのところが非常に難しいところかなと、こう思うわけですが。ところで、この商品そのものを取りましても、

商品先物市場と金融先物と、こういうものがあるわけですね。そしてまた、株式市場、証券取引所と、こういうところがあるわけです。一番そういう資金の動きに対しても敏感なのは税制だと思うわ

けですが、その税制において、最近、確かに証券取引と、商品取引と先物というところで、従来、商品では二六パーもの譲渡益課税があつたものは二〇パーに下げたということなんですが、株式は

またそこから一〇パーに下げるわけですね。要するに、この商品と株式との、証券とのアンバランスがあるんですが、これはなぜそうなのか、将来それは是正されるものなのか、その点について材

務省から伺いたいと思います。
○大臣政務官(山下英利君) 広野先生の御質問に
お答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、商品先物取引による所得につきましては、この平成十五年度の税制改正で申告分離課税の税率を二六%から二〇%に引き下げをいたしました。それと同時に、損失金額のうち、

その年において控除できないものにつきましては、翌年以降三年間の繰越控除を認めるという形で今動いているところでございますが、財務省といたしましては、これによつて商品先物取引のリスクヘッジの機能の向上と併せて個人投資家のよう一層の市場参加、これによる市場の流動性の確保が期待できるというふうに思つているところで

から各地にあるわけでありますけれど、その各

地域の規模がどんどん細ってきておつて、そういうところで各管省でばらばらにやつておつては、私はどうも、せつかく投資家の資金が入つてこようとしているとき、ほかならず信用といいま

こよぶとしているときにはなかなか佳月といふすが、そういうものが得られない。

んじゃなくて、お管どいしまでが、穀物も工業品も一緒に取り扱うようなマーケットにしていくとか、そういうことが必要なんではないかと、こう思つておりますが、大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(中川昭一君) 株式とか金融先物のことは別にいたしましても、いわゆる商品といふについては、委員御指摘のように、日本には七つの取引所がありまして、共管はこの中部商品取

引所だけで、あとの六つは、それぞれ、経済産業省と農林水産省に分かれているわけでござります。

二つの商品取引所を視察に行つたことがございま
す。何年か、十数年前でございますけれども、膝
肉の取引の横で円の取引をやつてゐるというのを
見て何となくびっくりした記憶がござりますけれ

ども、そこは多分金融も商品も混然一体としてやっている、最近は円のベースが変わったというふうにも聞いておりますけれども。

少なくとも商品取引についてはやはり規模のメリット、これは株式とか金融先物もそうなんでしょうけれども、規模のメリットとマーケットの信頼性ということが今後ますます重要なになってい

くんだらうと。特に国際的な競争、今御指摘のような上海とかシンガポールとか、ああいうところの伸びを見ますと必要になつてくるだらうと思ひます。

そして、共管という以上に、マーケットそのものがきっちつとした形で規模が増えていくといふことが必要たと思ひますけれども、過去の長い歴史

もございしますし、取引所は会員が自主的にやることに対して我々がチェックをするということをございますので、現時点におきましては、そういうメリットがあるということは重々私も認識をして

いかというふうに考えておるところでございま
す。
○広野ただし君　ただ、こういう、何といいます
か、経済というのは非常に大きく変化をして、江

あ、ばらばらじゃなくって、そういう、統合ということ
言葉はまずいのかもしれません、共管のような
形のものにして大きくしていくと。そうすること
がまた信用を得るということになるかと思うんで

じゃないかというふうに思うわけであります、
外国為替取引のことについてお伺いをしたいと思
います。
まず、伊藤副大臣の方から。

おりますけれども、取引所の会員の皆さんあるいは参加者の皆さん方が、取りあえずは自主的に自分たちのマーケットを今後どういふうにしていつたらより活性化していくのかということの十分な御議論がされることをまず我々としては期待をしながら、方向としてはそつちの方に行つていてただくことがより良いのではないかと。ただ、逆に言うと、無理やり持つていくということは今段階では、自主的な判断を見守つていくというの

戸時代は元々確かに米の取引から始まって、堂島の方から始まっていると、こういうことでありますけれども、マーケットが工業化社会になつてくると工業に入つていく、そしてまた金融が大きくなる影響力を持つてゐるわけですから金融先物が出てくると、こういうことですから、何も統合しようとするという意味ではなくて、取引所の場所を一緒にするとか、いろんな形で共管のような形のものをやつしていくと、オプション取引ですかデリバティ

○副大臣(市川一朗君) 今、中川経産大臣がおつしやつたことは私どもの基本的考え方とほぼ同じでございますので、あえてるる申し上げる必要はないかと思いますけれども、最近の我が国の商品取引所を取り巻く状況を見ましても、効率化による取引コストの低減とか競争力の向上という観点からも、商品取引所の、何といいますか、合併といいますか、そういうのは一つ有効な手段ではありますか、そういうのはいかがでしようか。

○副大臣(伊藤達也君) 外為は自由化されておりますので、そしてこの外為の問題については、基本的に所管は財務省ということになるのではないかというふうに思います。

○大臣政務官(山下英利君) 外國為替取引についての所管は財務省でございますので、関係当局と一々話をしていきたいと、そういうふうに思つております。

○広野ただし君 これは、外國為替の方は財務省

が現時点で私の認識でございます。
○広野ただし君 正に大臣のおっしゃるとおりだ
とは思うんですが、やはりある程度の規模で国際
的にも認知をされる、確かに歴史のあるそれぞれ
の商品取引所もあるうと思思いますけれども、そ
ういういろんな意味でムードを作つていて、ある
程度の統合しやすさといいますか、そういうもの
になつていくくというふうに是非お願ひをしたいと
思いますが。

とかいつて、最近もう本当にいろんな商品が、新商品が出てくるという形になっているのですから、そういうものはまた海外からも、海外投資家さんがそこへ入ってくるという大きな影響をもたらすわけで、その点についてもう一度伊藤副大臣に伺いたいと思います。

ないかと私どもも考えております。
ただ、いろいろ御答弁ございましたように、先
生も御存じだと思いますが、商品取引所の仕組みは
あくまで会員相互による自主的な組織でございま
すので、そういった機運が高まつてきた時点では農
林水産省としてははどうするかという点でいきます
と、できるだけ適切に対応してまいりたいといふ
気持ちは持つておりますが、あくまでもそういう
たそれぞれの取引所における会員の皆様の二一ツ

なんですよ。だけども、金融先物と極めて似たような形で取引を行ふんですよ。ですから、ここのことときちんとしたルールを作つてやつていくことについては、私は金融庁だと思うんですね。ですから……〔金融庁」と呼ぶ者あり〕金融庁でしよう。ですから、これをしつかりとやるのかどうかという、まあやるに当たつてもいろんな段階を踏まなきやいけないとは思いますけれども、やはり前向きにやりませんと、各省所管だ、違うん

また 金融先物は これはある意味で独特の世界だとは思いますけれども、ただ、今大臣の言われましたように、マーカンタイルの市場ですと、いろんな組合せが、組合せ商品といいますか、そういうふうな出ででる商品もある、そういうこ

は取引所というものは市場参加者の方々のニーズをどうしつかり酌み取っていくかということではないかというふうに思っております。

も踏まえた取組いかんのではなくいかなどいろいろなもののが私どもの基本的な考え方でございます。

たとか こうやっていますと その間にすまし
くまた被害に遭う人たちが出てくるんですね。
その点について、もう一度伊藤副大臣の考え方を
伺います。

とから考えて、金融副大臣、いかがでしようか。
○副大臣（伊藤達也君）先生今御指摘のとおり、
海外の主要取引所におきましても、同一の取引所
で商品先物と金融先物、これ両方取引できること

が、外国為替取引ですね。

ば御指摘の中に外国為替券拠金取引。こうしたもののについての御指摘をされているんではないかと、いうふうに思います。こうした問題について、私は、今、国民生活センターにも大変苦情の件数が

にはなつておりますけれども、商品先物と金融先物は各自別に区分の商品として上場されておりまして、商品先物と金融先物の組合せ商品、こうしたものは海外取引所においても見られないというふうに承知をいたしております。

○広野 ただし君 それでは、農林水産省の方に伺
うのを十分に踏まえて改革を進めていかなければ
いけないんではないかというふうに思つている
ところでござります。

いうものが行われて、これも非常に取引高が大きくなりますから、それで痛い目に遭っている、ひどい目に遭っている人たちもいるわけなんですが、私も、しつかりとしたルールの下に、取引がこのようなルールの下にやつしていくということが必ず

したがいまして、各々の取引所が別々にしか設立できないことが新商品の上場等を阻害している要因になっているとは一概には言えないんですね

いますが、これはもう穀物と工業品という形で、まあ先ほど大臣もお話をありましたが、中部の方では共管という形でなきされていると。ですから、ま

要なんではないかと思うんですが、為替ということになると、これまた金融庁なのが財務省なのとか、というようなことでちよつと腰が引けているん

こうした問題に対応するために、まずガイドラインというものを策定をいたしました。これは十
五ミリ二十一ミリ三十六ミリ、更に二十四ミリ

りでございます。さらには、この取引の注意喚起をしていく、これも極めて重要なことでありますので、金融庁のホームページにこの注意点を掲示をさせていただき、さらに金融商品の販売法の施行令というものを改正をさせていただき、すべての取扱業者を金融商品販売法の適用対象とすると、こういう措置を講じてきたところでございます。

摘の中に、だからこそその取引所の統合ということも視野に入れて、というところもあるのかなとうふうに思いますが、その国際競争力を確保するとか、こうした観点からは、昨年、証券取引法及び金融先物取引法というものを改正をさせていただいて、先生御承知のとおり、持ち株会社制度といふもの導入をさせていただいたところでござります。

取っていただきたいと思います。
ところで、商品取引のピッグバンに入りたいと思
います。伊藤副大臣と山下さん、どうぞ、結構でござい
ますので。

になると、東証、東京証券取引所の方は一つ先に株式化といふものを図つたわけでありますけれども、工業品取引所あるいは穀物取引所の株式化ということについての政策なり見通しといいますか、そういうものについて伺いたいと思います。

○大臣政務官(菅義偉君) 株式会社の形態を取るかどうかということは、一義的には各取引所が今員の総意を踏まえて判断することであるということになりますけれども、例えば米谷化なども、

△後もこれまで話をさせていたかったいわその措置の効果や、さらに金融審議会でこの問題について今議論をしているところでございますので、外國為替証拠金取引に関する追加的な投資家保護と、こうしたものの必要性についても検討をしつかりしていただきたいと考えているところでございま

外生の筋道指摘の点も踏まえたから、和とまとして、先ほどから答弁をさせていただいておりましてすように、投資家の二ーズあるいは取引所に参加をされる方々の二ーズというものを十分に踏まえながら今後の対応をしっかりとやつていきたいとうふうに思つておりますけれども、しかし統合の問題につきましては、これは東京金融先物取引所として証券取引所のそれぞれの取引所の方々がやはり判断をするべきものだというふうに考えております。

○大臣政務官(山下英利君) 国債に関しては、財

環境整備といいますか、そういうものもしてきてもらおられるんだと思います。そして、余りにも過当競争あるいは過剰サービスという形になつて、これがまたせっかく投資家が中に入つくることを阻害するということになつてもまたいけないんでないかと、こういうふうに思いますが、よく投資家保護ということと自由化ということを、あるいは会員各社に対する規制緩和というものもうまく見合せながらビッグバンというものを進めていかなければならぬんではないかと、こう思つておりますが、この会員各社に対する規制緩和といいますか、そういうものがどういうふうに化のほかにありましたら、御紹介いただきたいと思います。

合、大規模な資金調達が可能になつて、コンピュータシステムなど処理速度の高い、信頼性の高いシステムが構築できる。あるいは、今まででは会員制組織と比べて、取締役会によつて業務が決定ができる、迅速な意思決定による運営も可能になります。そこで、各取引所においてその組織の在り方について、具体的な検討を進めていくものと期待をしています。

○広野ただし君 農水省の方にも伺います。株式化のことです。

○副大臣(市川一朗君) 農林水産省という立場で、特別、株式会社化するメリットについてどういうことを考へているかということにつきまして、それほど突つ込んだ議論をしているわけでは

こういうような形で、本来は金融市場という形で、いろんな意味で相互に連絡を取り合いながらやつていけば、私はまた大きなマーケットになっちゃう。特に金融先物と債券、ここのこところは非常に大切なことで、特に将来、更に国債市場が、国債がどんどん発行されるということに

連携を取つて、その方向で進めていきたいと思つております。
○広野ただし君 やはり金融ピッグバンという形で随分前からやつて、私は、最終的に非常に行政当局においてやり方がまずかつたんだと、こう思つております。
商品のピッグバンというものもあつて、現在着々と進んでいるんだとは思うんですけども、金融先物なんかにおいて、また債券の市場といふことも考えて、どうも各省ばらばらなところが、経済あるいは金融における動きになかなかうまく付いていかないということが、また一般の投資家に対してひどい目に遭わせるというようなことにもなつてゐる面があるんではなかろうかと、こう思いますので、是非各省政府の連携をしつかりと

○大臣政務官(菅義偉君) 各取引におきましては、サービスの充実や事業の多角化、外資との連携、提携ですね、こうしたものを、自由化をさらにで動きが活発になつております。こうした競争において、やはり意欲のある取引員が成長する、そういうものは退出をする、そういうことによって市場全体が一層健全な方向に進むものと考えております。

具体的には、商品市場ごとの許可の区分を廃止をし、市場横断的な、包括的な許可にいたします。さらに、委託者資産が確実に保全されるように、委託者資産保全制度の抜本的な強化施策を盛り込んでおるところであります。

○広野ただし君 それと、今回の改正によつて取引所の株式化といいますか、そういうものも可能

制度上導入可能となりました場合には、資金調達の円滑化等のメリットも出てくるわけでござりますので、各取引所におきましてその組織の在り方について具体的な検討が進むのではないかとう点では期待している面はないわけではございません。

○広野ただし君 それと、やはり上場商品というものを拡大していく、上場しやすくしていくこと、いうこともビッグバンの一つの大変なことではあります。しかし、石油が上場され、あるいはガソリン、灯油と、また軽油と、こういうふうな石油製品目で、あるいはLPGだとかそういうものの、あるいは金属関係、貴金属関係、そういうものでござりますけれども、株式会社形態をなしてござりますけれども、ないわけでござりますけれども、

連携を取つて、その方向で進めていきたいと思つております。

○広野ただし君 やはり金融ビッグバンという形で随分前からやつて、私は、最終的に非常に行政当局においてやり方がまずかつたんだと、こう思つております。

商品のビッグバンというものもあつて、現在着々と進んでいるんだとは思うんですけども、

○大臣政務官(菅義偉君) 各取引におきましては、サービスの充実や事業の多角化、外資との連携、提携ですね、こうしたものを、自由化をさらにで動きが活発になつております。こうした競争において、やはり意欲のある取引員が成長する、そういうものは退出をする、そういうことによって市場全体が一層健全な方向に進むものと考えております。

具体的には、商品市場ごとの許可の区分を廃止をし、市場横断的な、包括的な許可にいたします。さらに、委託者資産が確実に保全されるように、委託者資産保全制度の抜本的な強化施策を盛り込んでおるところであります。

○広野ただし君 それと、今回の改正によつて取引所の株式化といいますか、そういうものも可能

制度上導入可能となりました場合には、資金調達の円滑化等のメリットも出てくるわけでござりますので、各取引所におきましてその組織の在り方について具体的な検討が進むのではないかとう点では期待している面はないわけではございません。

○広野ただし君 それと、やはり上場商品というものを拡大していく、上場しやすくしていくこと、いうこともビッグバンの一つの大変なことではあります。しかし、石油が上場され、あるいはガソリン、灯油と、また軽油と、こういうふうな石油製品目で、あるいはLPGだとかそういうものの、あるいは金属関係、貴金属関係、そういうものでござ

あるというふうに考えております。

ういうような将来見通しを考えておられるのか。また、農水省の方では、大物は、昔、江戸時代は米だったわけですかけれども、この食糧、食管がどんどん自由化をされてきたということに合わせて、米をどういうふうに考えておられるのか。この点について、両省に伺いたいと思います。

○大臣政務官(菅義偉君) LPGにつきましては、サウジアラビアを始めとする産油国の方的な値決めで価格が決定をされる、こういうことに對して、取引所に上場して価格形成機能を發揮すべきだと、そういう中で東京工業品取引所等で上場可能性の検討を開始をしているところであります。

また、重油につきましては、元売も含めた当業者全体のニーズとしては醸成をされていない、こういうふうに伺っております。

○副大臣(市川一朗君) 現在、各商品取引所でいろいろ検討されている中で、米とかそれからバスケット野菜というようなところで主要野菜等についての検討も進められておりますが、特にこの二、三年、米に関する勉強会、各取引所でやつておられますけれども、雰囲気として直ちにそれが適用される状況ではないわけでございますが、私ども、米政策改革大綱を議論しておりますが、やはり今までの生産調整の在り方に一つの限界といいますか、問題点が出てきた際に、これを、米を商品先物市場で取り扱うような形で解決していくのは一つの有力な手段ではないかといふ主張が党内でも強く出されたのも事実でございます。ただ一方で、米につきましては、今我が国の本当に主要な主食でございますから、その価格の安定とかそういうことを考えますとかなり問題がござりますが、この先物市場における米の扱いについて、一応国内的には今意見が分かれているところでございます。

我々農林水産省といたしましては、先生御指摘のとおり、昔は米の取引というのはあつたわけですが、この先物市場における米の扱いについては現時点では慎重に取り扱っていく必要が

○大臣政務官(菅義偉君) 委員御承知のとおり、

卸電力取引所につきましては、一般事業者等が法人を設立し、来年の四月から取引開始に向けて設立準備を今進めているところであります。

その取引所は現物取引の場として今日まで検討が進められておりまして、将来の現物を扱う先渡し市場及び一日前スポット市場が開設することが予定をされております。

商品取引所への上場の是非につきましては、当該取引所の効果などを見極めつつ判断することが適当であるというふうに考えております。

○広野ただし君 このことも、条件整備というか環境整備というのは非常に大切なことだと思うんです。

そういう取引に自由化、あるいは取引によるものも取り上げるときには、環境問題があります。

○広野ただし君 このこと、何といいますか、思惑ばかりが先行して大きくマーケットが開けたわけですね。しかもそのときは石油という力で、これは是非前向きに検討をしてもらいたい。取り上げることによって大きくマーケットが開けたわけですね。しかもそのときは石油という力なんかも誠に慎重だったんです。だけれども、世界の石油市場が大きく動きますから、そういうことに合わせてある決断を踏まえてやってきました。それによって大きくまた開けてきているということだろうと思いますので、是非前向きな検討をお願いをしたいと思います。

それと、昨年でしたか、あるいは一昨年でしたか、電気事業の自由化に合わせて電力取引所構想というものが示されました。これも今年からは五百キロワット以下ですかが自由化をされる。更に

来年からは五十キロワットですか、こういうような形でなってくるわけで、やはり電力取引というちよつと、商品からいうとちよつと違つたものにはなるんですが、いろんな形で商品というのはオ

ペションですかとデリバティブという形になつてきていて、どんどん無体財産を取り扱うようになつてきている。こういうところで電力取引といふものをどういうふうに考えておられるのか、経済産業省の見解を伺います。

○大臣政務官(菅義偉君) やはり、今申し上げましたけれども、電気事業制度と整合的に取引が行

われるか否かというものをやはり見極めた上で、今委員が言われましたように、この安定供給というのもありますので、そういうものを踏まえて判断をしていきたいと思います。

○広野ただし君 ところで、最近、ITといいますかコンピューター、この間も東京工業品取引所へ伺いまして、コンピューターによる、電算化による取引ということが非常な役割を占めてきていました。また、取引関係も、このコンピューター化が、

システム化がされなければ、とてもじゃないけれどもこの二百何十兆になつた規模をさばけなかつたんじゃないかな?というようなことも伺つたわけ

あります。このままでIT取引といいますか、これが株式もそうですが、そういうことで非常な役割といいますか位置付けになつてきていると思いますが、現在まだ数%だというふうに聞いております。この将来見通しについて伺いたいと思いま

す。この将来見通しについて伺いたいと思いま

す。○大臣政務官(菅義偉君) ITの進展及び平成十年のインターネット取引についての手数料の自由化によりまして、近年この取引は急速に拡大をいたしております。例えば、平成十二年の九月に委託売買高の二・四%がインターネット取引でしたけれども、十五年の二月には六・八%と、二年半で約三倍の伸びを示しております。今後の商品取引員の有力なビジネス手法としてこれからも大いに期待をされているところであります。

○広野ただし君 ITでやるとかえって危ないのかなと私は思いましたらば、どうもそうじやなくて、どういう、証拠品はどうだとか、こういう形で全部データに残っちゃうんですね。ですから、ある意味ではかえって投資家保護も図られるといふ意味では、ある規模になりませんと駄目なんで、私は立ち上げをして、取引所の方へ行くかよく検討をいただきたいと思いますが、再度答弁をお願い

したいと思います。

○大臣政務官(菅義偉君) やはり、今申し上げましたけれども、電気事業制度と整合的に取引が行

われるか否かというものをやはり見極めた上で、思ひますから、そういう条件整備をしつかりとやつていただきたいと思います。

再度答弁をお願いしたいと思います。

○大臣政務官(菅義偉君) 今、委員おつしやいましたように、この売買の記録も確実に残ることなどから、トラブルはほとんど発生していないのが

このインターネット取引でありまして、商品先物市場の健全な発展を支える意味合いからも有効な方法であり、将来ますます期待をしてまいりたい

と思っています。

○広野ただし君 今まで商品取引の何といいます

か規模の拡大、またビッグバンに伴う、何といいますか、この商品取引の振興的なことを言つておいましたが、先ほどからも冒頭にお話をしましたが、そのためには何といつてもこの投資家保有リスクは伴うわけあります、だましまされたといいますか、そういうようなことのないよう、この間も取引所に伺いましたら、商品ファンドというのがあつて、これも平成あれば二年か三年ですか、商品ファンドという制度を作つて、そこで信託銀行なんかに任せ、そこがプロの形で入つてくるわけですね。

ですから、一般投資家は、まず商品ファンドのようなもので一回勉強をして、その中から言わばこのプロの世界といいますか、商品の世界へ入つてくる。最初から急流に放り出して、もうすぐ泳げと、こう言われても、それは全くの泳ぎ手でもない人間がやれるわけがない。やはり、先物取引ということにはそれなりの考え方というか、見方を持たないとやはり駄目なんだということを、取引会員の方、企業の方がおつしやつておつたわけであります。

そういうことも踏まえて、投資家保護という根本のところを大臣に再度見解を伺いたいと思います。

るべきであつて、今回の法改正でも、適合性原則の強化、説明義務の法定その他不當な勧誘規制の強化を行つておるところでございます。

また、これらの制度改革及びその的確な実施によって、投資家保護に万全を期し、健全な商品先物市場の実現を目指したいと考えておるところでございます。

○広野ただし君 今までいろんなトラブルが起ころる、そういう中で、会員企業さんが日本商品取引協会・日商協というものを作つて、ここで自主規制をやつていると、こういうことであります。ですが、この日商協の自主規制というのがちゃんとワークしているのかどうか、その点について伺いたいと思います。

か、そういうことですか、まあ補償基金協会といふのは、どうですか、こういうものも作つてやってきてるようありますけれども、本改正によって更にそれがどういうふうに充実されるのか、伺いたいと思います。

○大臣政務官(菅義偉君) 今改正におきまして、その委託者保全制度の抜本的強化を実は行つておりますが、具体的には、取引証拠金の全額を委託者が直接、商品取引所に直接預託する制度を一つは導入する。二つ目は、現行制度で毀損のおそれのある銀行預託が認められているのを廃止をして、信託又は委託者保護基金への預託等による確実な保全措置を義務付けます。そして三つ目は、委託者保護基金の制度を創設をし、商品取引員の加入を義務付ける、こういうことを具体的に行つてまいります。

○広野ただし君 それと、もう一つ、やはり投資家の保護という観点から、これは、九五年に海外でペアリングス社というのが破産をしまして、それを、破産のことにつわつてやはりいろんなトラブルが発生をする。そういうことで、証券と金融先物市場ではトランクファーマー制度というもの、要するに、ある会員が倒れた、破産した、倒産産をしたというときに、その投資家の権利を他の会員のところへトランクファーマーをすると、こういう制度が設けられているわけですが、商品については若干それが不備であったと、こういうことがあります。

今回どのように充実をされるのか、伺いたいと思います。

○副大臣 坂本剛一君 ただいま先生がおつしやつたように、トランクファーマー制度というのはそういう制度であります。現在我が国ではこの制度、トランクファーマー制度は導入をされておりません。

制度の導入に当たりましては、委託者が委託した証拠金等の資産が確実に保全されることが前提となりますが、今回の法改正案においては、委託者資産保護制度の抜本的強化策を盛り込んでいます。

そこで、現在、各取引所においてトランシスファー制度導入のための具体的なルール整備の検討を開始しようとしているところであります。経済産業省としても、委託者保護の観点からトランシスファー制度が導入されるよう、適切な指導を行つてまいりたいと考えております。

○広野ただし君 それと、この決済制度でありましけれども、これまでこの取引所内のインハウスマーチン決済をやつてあるわけですが、これをアウトハウスマーケット、まあ取引所外の決済においても、ですから4種類の取引所なんかにおいても決済を円滑に行えるようにしておきたいと思います。

そこで、現在、各取引所においてトランクスファーム度を導入するための必要な環境が整うことになります。

制度導入のための具体的なルール整備の検討を開始しようとしているところであります。経済産業省としても、委託者保護の観点からトランクスファーム度が導入されるよう、適切な指導を行つてまいりたいと考えております。

○広野ただし君 それと、この決済制度でありますけれども、これまでこの取引所内のインハウスマーチの決済をやつているわけですが、これをアウトハウスマーチ、まあ取引所外の決済においても、ですから他の取引所なんかにおいても決済を円滑に行えるようにすると、こういうことでありますけれども、このところにもまたトラブルのないようにしてもらいたいと思いますが、この点、どうでしょうか。

○大臣政務官(菅義偉君) このクリアリングハウスマーチ制度には、会員がその債務不履行を起こした場合でも他の会員への損害の波及を遮断ができるマリットというのがあります。今回、このアウトソースをし、取引所の本来業務である市場の運営、監視業務に特化することによって、商品取引所が業務の効率化、まずこれが図られると思います。

さらに、複数の取引所において取引を行つている場合において、一部の商品取引所においては場外取引が発生する、他の取引所においては益が生じた場合、この損と益を差引き計算できることによって、市場参加者にとっては資金の効率的利用も可能になるわけでありますので、こうしたところにリットが生じると思っています。

○広野ただし君 それと、まあ何といいますか、上場されてない商品、何というんですかね、株なんかでいいますと店頭取引といいますか、取引引どりますか、取引所外取引ということについてどのようになるんでしょうか。

○政府参考人(青木宏道君) 事務方の方から補足させていただきます。

今回の法改正案におきましては、商品取引所外

において開設するいわゆる商品市場類似施設といふものを解禁をするということを考えてございました。これは御案内のとおり、商品取引所におきましては当業者あるいは投資家といった多様な参加者にできるだけ公正な取引機会を提供する、そういう意味では、商品についての取引期間あるいは取引の単位、対象の商品、そつしたものらの取引条件について、言わば最大公約化した、大変標準化した取引が大規模に行われるというのが商品取引所の特徴でございます。

他方、最近、商品取引所におきます標準化されました取引では、いわゆる当業者、実需家でございましたけれども、そつした方々の多様な事業活動ニーズにこたえるのがなかなか難しいといったようなケースもございます。これに対応して、当業者同士が言わば相対で、オーダーメードでそついた取引をしていると、こういう取引が拡大をいたしてございます。

私がいまして、そういう取引を更に効率的に行えるために相対取引を仲介するためのサービスが非常に高まっております。そつしたものと許可制の下で、厳格な条件の下で商品市場類似施設といたしてござります。そこで今回開放したいということで今までお頼いをいたしてございます。

○広野ただし君 そこでも是非トラブルの起ころぬよう条件整備、環境整備をよろしくお頼いをしたいと思います。

次に、特定商取引の法改正に移りたいと思います。これもまたマルチ商法ということでいろんな新商品といいますか、いろんな勧説によってトラブルが起こるわけでありますけれども、端的な例がネズミ講ですよね。こういう形でやつてることについて、いろいろと勧説の方法等を規制をするということになつております。あるいは、クリングオフ制度ということで、約款上、ちゃんと契約を何週間後に破棄ができるというようなこともありますけれども、そもそもこの連鎖取引といふものも禁止してしまうというこ

とができるのか、このことについて経済産業省の見解を伺います。

○副大臣(坂本剛二君) 御指摘のように、特定商取引法では悪質なマルチ商法を防止するための連鎖販売取引の規制を置いております。連鎖販売取引にも様々な形態がございまして、その仕組みや運営が適切な場合には必ずしもトラブルを発生させることは言えません。このようなトラブルの少ないものも含めて連鎖販売取引を法律上全面的に禁止するということは困難でございます。

このため、契約内容を明示した書面の交付義務等により、不実告知や威迫困惑など不当な勧説行為や虚偽、誇大な廣告等については、これを禁止して厳正に取り締まることによって、悪質なマルチ商法については実質的に禁止するという考え方には立つておるものでございます。

今回の改正案では、特に民事ルールの整備として、退会する会員が、連鎖販売の組織から退会し返品できるという返品ルールを法定するわけでございます。これは、入会後一年を経過しない会員が解約退会する際に、退会時からさかのぼつて九十日以内に買った未使用の商品を返品し、適切な返金を受けられるようにする制度でございまして、イギリス、フランス、韓国、シンガポール、カナダ、米国各州等々で法定されているところでございます。

また、虚偽説明や重要事項をわざと行わない説明により個人が誤認して締結した契約を取り消せるようにもいたしました。このような民事ルールの整備は、消費者の救済に資するとともに、悪質なマルチ商法が成り立たないようにするためにも効果と考えておるわけでございます。

○広野ただし君 どうしても、この連鎖販売取引ですとかマルチ商法というので、どうしてもケーブルのものができるでございます。

それで、少し時間が空きましたけれども、終

ですから、様々なものが出てきて、それに引っ掛けたて泣くという、ひどい目に遭うという人たちが、被害者が出てくるわけですが、どうもそこがなかなかびしつとこう線が引けないと、こういうことがあります。

今日は公取委員長にも来ていただきておりますが、こういう不公平な取引、これを、企業間取引であれば独禁法等のものがあるでしようし、また不当景表法の方で不公正取引を取り締まるということもあります。が、この点について公取委員長の見解を伺います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) いわゆるマルチ商法について公取としてできることとは、次から次へとお客様を連れてくるということが事実上難しいにもかかわらず、それが容易にできるというような口コミでもつて顧客を獲得するという言わば欺瞞的な顧客誘引といつもの独禁法の不公平な取引方法の一つとして禁止されているわけでございまして、それに該当する場合が出てくると。

現に、訪問販売法がなかった時代には、昭和五十年当時でございますが、公正取引委員会も、マルチ商法について悪質なケースが出てまいりました。これを欺瞞的顧客誘引であるということを置を取つたことがござりますけれどもその後は、御案内のように、それも今の特定商取引法にも発展改組されてきておりまして、今国会でも真正に御審議されているように、特定商取引法でもつて、もっと直截かつ明確に消費者保護を図るという改正も今されようとしているわけでございまして、私どもの立場からいっても、その方が消費者保護の観點からはより実効性が上がるのではないかと、そういうふうに考えております。

○広野ただし君 是非、経済産業省と公正取引委員会、この点は大いに協力をし合つて、悪徳商法のないように取り締まつていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○平田健二君 今の広野委員の質問に統いて質問をさせていただきます。

悪質なマルチと良質なマルチというのはどういふうに違うのか、ちょっと教えていただきたいんです。

○国務大臣(中川昭一君) マルチというのは連鎖取引ということとまず同義語だという前提で、先ほど坂本副大臣からも御答弁申し上げましたように、本来、お互いが合意をして商取引をするということは、日本あるいはまた自由主義経済においては大原則だろだと思います。

ただ、それが対等な立場であるかとか、あるいは片方が悪意を持ったプロであり、相手方、つまりそれに参加する勧説を受けた人がアマチュアであり、あるいはまたもつと言えばお年寄りであつたり学生であつたりというような、力関係においても対等ではないというようなことがあります。かもそこには、いわゆるマルチ業者の方が正しい情報を伝えないと、あるいは何時間も無理やり勧説をするとか、そういうことによつて、どう見ても常識的ではない、健全ではない、いわゆる広い意味のビジネス取引が成立した結果、後になつて過大な負担を負つたりいろいろな損害を被るということがいわゆる私は悪意の商取引、いわゆるマルチも含めた、そういうものだらうと思います。

現実には、じや何が悪意で何が善意かということとでありますけれども、例の消費者センター等にトラブルが本当に毎年毎年一杯来ておりますし、また我々のところにも寄せられているわけでございまして、それをどうしても、仮に悪意のマルチ業者であれば法律の抜け道を次から次へと考えてやつていくと。点検商法とか、最近もいろんな何か新しい商法があつてトラブルがあるということをございますから、そういう意味で、えて悪意のマルチ業者というものはそういう前提で、善良なといいましょうか、ある意味では知識の少ない相手方、民間、素人の人たちに対してそういう形

で不公正あるいはまた不正な商取引をやるんだろ
うと思います。

答弁書にございませんので、これは私の大臣と
しての御質問に対する答弁でございます。

○平田健二君 確かに質問通告はしておりま
せん。したけれども、私は、お互いにプロ同士のそ
ういう契約ならば、これはある部分では仕方がない
だろうと、やっぱり悪質という、そのものの定義
というのはよく分かりませんけれども、消費者に
対して、マルチ商法ですか、これ働き掛けるとい
うのはこれ既にもう悪質だと。プロ同士の取引な
らばまあそれはいいんだろうと、ある部分では、し
かし、全くの消費者に対して、学生さんに対して、
主婦に対して、普通のサラリーマンに対して、全
く自分のやつている本職以外のことで働き掛けを
する、こういったものは私はやっぱり禁止すべき
だよ、最初から、こういうふうに思っています。
是非ひとつ、広野先生がおっしゃった、まず禁
止すべきだというのが私は正しいんじゃないか
と、消費者に対してですよ、消費者に対して働き
掛け、勧説することについてはやっぱり間違つ
ておるというふうに思います。是非ひとつ次の法
改正で検討していただけたらというふうにも思つ
ております。

さて、本題に移りたいと思いますが、本題とい
うよりも通告をしてある分ですけれども、今回も
法律改正が提案されました。私、記憶しておる
のでは、毎年とは言いませんが、ほぼここ近年、
毎年この法律を改正をしておるというふうに思つ
ております。しかし、報告にもありますように、
全国の消費生活センターには相談件数八十七万で
すか、あわせて被害、その特定取引についての苦
情が五十七万件、およそ六割だという報告されて
おりますけれども、今回この法律を改正すること
によって、じゃこの特定商取引の苦情件数が減つ
ていくだとか、そういうものが改善されるとい
うふうに思っているんでしようか。大臣にひとつ
ここらについてお答えいただきたいと思います。

○大臣政務官(江田康幸君) 先生御指摘のとお
り、特定商取引法におきましては、平成十一年、
十二年、十四年と、過去五年間で三度の改正を行
いまして、エスティックサロンとか語学教室、
内職・モニター商法、迷惑メール、そういうこと
に関する行政規制の追加、強化を進めてきたとこ
ろでございます。

これについては、消費者トラブルの状況改善に
も効果が見られておりました。御指摘のよ
うに、苦情相談はなくならず、悪質なトラブルが
ございます。虚偽の説明とか、重要事項をわざと
言わない不当な勧説、さらには商品等の効能効果
に関する虚偽、誇大な広告、勧説に関するもの、
こういったものがございます。個別に見ても点検商
法やマルチ商法等がございますが、このような現
状を踏まえまして、今回の改正案では、点検商法
等防止のため、行政規制の強化を行うとともに民
事ルールの充実を図ることとしております。具体
的には、不当勧説行為による契約を消費者が取り
消せるようになりますと、またマルチ組織から退会
する際に在庫商品を返品できるルールの新設等で
ございます。

恐らくこれは、一つは日本全体の高齢化とい
うところがございますし、それから、高齢化をする
中につけても、しかも核家族化をしているとい
うことで非常に、お年寄りだけが住んでいる、そう
いうところに、例えば点検商法といったような新
手な商法を編み出して虚偽の説明をする、あるいは
重要なことをわざと言わないといったような悪
質な商法がまた蔓延をしていると、こういうこと
ではないかと思っております。

これらによりまして、実際に被害に遭つた個々
の消費者が自ら被害の回復を求める道が容易にな
るとともに、この行政規制と相まって、悪質商法
がビジネスとして成り立たないようになります。
も大きな効果があると考えておりますので、こう
いう苦情等においても少なくなることを期
待するものでございます。

○平田健二君 報告を見ますと、被害に遭つてい
る方の年齢別、そういつたのを見てみると、六
十歳以上の高齢者、それから二十歳以下の若年層
からの苦情が増えていると、こういう報告がある
わけですけれども、こういった高齢者、若年層に
集中しておるといいますか、比較的の被害が出てい
るということは、何か特徴的なことがあるんで
しょうか、従来と違つて。

最近も、大変大きい、大掛かりなやみ金ですか、
金融業者が摘発をされたという報道がされており
ます。

特に最近、多重債務者に対して、これ、どこか
らそういう情報を取つたか分かりませんが、ダイ
レクトメールを送り付けて、あなたの多重債務、
幾つものサラ金から金借りているのを取りまとめ
て私のところが融資しますよ、ついで一度連絡
くれと、こういうダイレクトメールが行くと。連
絡をすると、分かった、まず手数料振り込めと。
で、手数料取つて、次また連絡をす
ると、いや、あなたはどうことどことどこに多重債
務をしておるのだ、それを調査するのにまた手数
料がかかるから、はい、手数料振り込めと。そう
いったことで、しかも悪質なのは、実は今日は金
曜日だった、金曜日だからすぐ振り込みができる
い、だから来週月曜日になると。月曜日になるか
ら、実はお金を確保しておかなければいけない
だよ、ただ言つて結局は融資しない、そういう被害
が出てる。そういう状況になつていています。警察
署としてこういつた事案に対してどのように取り
組んでいるのか、またどのような対策といいます
か、各消費者生活センターとの連携とか、そ
うしたものについて教えていただきたい。

あわせて、そういう被害に遭つた方々は結局家
族には隠している、自分一人で悶々としながらや
るもんですから余計どこに相談に行つていいのか
全く分からない、変なところに行けば家族にばれ
るからと、こういったこともあるようとして、是
非そこを、全国でこういうところに相談に行け
ばある程度秘密を守つて相談に乗つてくれるよ
うのがあれば、是非また教えていただきたいと
いうふうに思います。いかがでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲朗君) お答えいたします。
国民の方がこういつた問題について警察へ相談
されようとする際に、警察のどこに相談したらよ
いのか分からないというこのないよう、各警
察におきましては、各種の警察相談に適切に対応
するために、まず各都道府県警察本部にそれらを
設置しております。また、本部だけではなくて、各警察署におき
ます。また、同様の趣旨で警察安全相談窓口を設置
してそれぞれの相談に当たつてあるところであり

ます。

こうした相談というのは大変多くなつております。そのうち六割が特定商取引ですから、その六割の約六十万件であります。そのうち、特定商取引ややみ金融を含む金融関係取引に関する相談は約二十六万件に上つてます。

○平田健二君 二十六万件ですか。

○政府参考人(伊藤哲朗君) はい、状況でござります。

こうした相談につきまして、いろいろと事件性のあるもの、もちろんないものとたくさんあるわけでございますけれども、事件性が認められるものにつきましては、やみ金融事犯や特定商取引法違反等の悪質商法事犯であれば生活安全部門が、そしてまた詐欺等に当たるような、刑法に当たる場合につきましては刑事部門がその後の捜査に当たっているという状況でございます。

今後とも、警察への相談につきましては、警察としましても相談者、被害者の意向を十分に踏まえながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○平田健二君 どうありがとうございました。若干やみ金の問題についてはお聞きしましたけれども、お尋ねをしたいと思います。

これは経済産業省で結構ですが、まずセンターへの相談は八十七万件とここでは書いておりますけれども、被害の件数、相談じやなくて被害の件数、実際に被害に遭つた件数が分かれば教えてください。セントラーやによるあつせん、それから調停等の数が分かれば教えていただきたいというふうに思ひます。

やつぱり相談は来るけれども、実態はどうなつておるんだと。相談が八十七万件、そのうち六割が特定商取引ですから、その六割の約六十万件ですか、六十万件に近いの中から、実際に被害に遭つて、警察が検挙したり、あるいは生活センターがあつせんしたり調停したりした件数が分かれば教えていただきたいと思います。

○政府参考人(青木宏道君) 平田委員より四点御質問がございました。

まず一点目の特定商取引に係る具体的な被害の状況でございますが、これは残念ながら、結論から申し上げますと、しっかりとした数字がございません。

御案内のとおり、各地の消費生活センター、これは四百九十か所ございますけれども、こうした各地の苦情相談が国民生活センターのP.I.O.—N.E.T.というものに登録をされてございます。この中身を見ますと、消費生活センターの相談員などのアドバイスによりまして被害にそもそも至らなかつたもの、そういうものも入ってございますし、あるいは被害がいつたんあつたとしても被害がすぐに回復をされてしまつてはいるといつたような個々の事案の進行の程度が個別案件によって相当違うという事情もございます。また、相談員の助言を受けた消費者からも結果の報告が実はないといつたようなこともございまして、必ずしも明確になつていらないというのが現状でございます。

次に、この特定取引の取扱い状況について、今、若干やみ金の問題についてはお聞きしましたけれども、お尋ねをしたいと思います。

これは経済産業省で結構ですが、まずセンターへの相談は八十七万件とここでは書いておりますけれども、被害の件数、相談じやなくて被害の件数、実際に被害に遭つた件数が分かれば教えてください。セントラーやによるあつせん、それから調停等の数が分かれば教えていただきたいというふうに思ひます。

やつぱり相談をした人がもう自分で解決したというケースも相当数あるでしようけれども、やつぱりある程度絞り込んで追跡調査をするとか、そういったことをやれば傾向値はつかめるとか、そういったことをやれば傾向値はつかめんなどと思いますね。ですから、是非一度そういうことも検討をしていただけたらというふうに思つていますけれどね。相談があれば、もちろんプライバシーの問題もありましようけれども、やつぱり特徴的なものは追跡調査をしてどうだつたかということは、やつぱり実態をある程度把握するということも必要ではないかなというふうに思つていますんで、是非ひとつ御検討をいただきたいというふうに思つております。

二点目の検挙の御質問でございますけれども、本当に当たつて貴重な参考資料とさせていただきたいところでございます。

そこで次に、苦情相談が生活センター、消費生センターにあるわけですか、経済産業省との連携体制はどうなつてているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府参考人(青木宏道君) 地方の消費生活センター、全国で現在約四百九十九か所ございます。トラブルに遭われました消費者の方々にとつては最も身近な相談窓口でございまして、私ども、その重要な機能ということは大変認識をしているところでございます。

経済産業省いたしましては、この消費生活センターの言わば取りまとめに当たります内閣府と協力しながら、消費生活センターの連携を強化し、またその活動支援をするための諸活動をやつておりますが、その際、あわせて、地方自治体の執行部、法執行部の職員、あるいは消費生活センターの相談員の方々、こういう方にも一緒に参加をしていただくといったようなことがございまして、そこでも、本省あるいは各地方通産局の職員に対して研修の機会というのをやつておりますが、その際、あわせて、地方自治体の執行部、法執行部の職員、あるいは消費生活センターの相談員の方々、こういう方も一緒に参加をしていただくといったようなことがございまして、そこでも、本省あるいは各地方通産局の職員に対して研修の機会というのをやつておりますが、その際、あわせて、地方自治体の執行部、法執行部の職員、あるいは消費生活センターの相談員の方々が消費者との御相談に当たりますときには、やはり細かい法律の解釈ですべてのものが多いといったような、いわゆる消費者の傾向、動向を把握するということでは大変重要でございまして、私ども、今回の法改正、見直しに当たつて貴重な参考資料とさせていただきたいところでございます。

また、当然のこととござりますけれども、私も、消費者行政の普及啓発に非常に力を入れているところでござりますけれども、消費生活センターで活用していただきますよう、広報の素材あるいはパンフレットの提供、こういったものも提供しているところでございます。

また、先ほど来御答弁申し上げておりますように、消費生活センターが受け付けた苦情の内容といいますのはトラブルの傾向を示す非常な重要な参考資料でございまして、国民生活センターの協力を得て、そのデータの動向の分析、収集、そういったような点についても大変御協力を仰いでいるということとでございます。

から極めて多い数が参つておりますて、そうしたものを、苦情相談の分析から始まり、あるいは報告徴収等々、各段階を経てあるのですから、一概に具体的な件数を申し上げられるということはなかなか難しゅうござります。

ただ、一つ、例えはと申します。
平成十三年度から十五年度の三年間で経済産業省
だけで二十九件行政処分をしておりますけれど
も、その間、こうしたものを裏付けるために、い
わゆる報告徴収あるいは立入検査というものは、
その十倍とは言いませんが、約三百二十二件実施
をしているところでござります。
まことに二年ほどになります。二、三は豊田江

また、以上申し上げましたばかりに、実は最近インターネットの広告というものについての違反ができるといったようなものもございまして、私ども、平成十二年の改正でこの点についての法規制

の強化をさせていたきました。そうしたものも踏まえまして、最近、広告サイトについて、これをもう常時監視をするという体制を取つております。そして、最近三年間では約四万三千件の調査をいたしましたし、その違反のおそれがあるものについて

一万三千件の警告を行うといったようなこともあります。やっているところでございます。

例えば、公衆の出入りしない個室というのはどういうことを指すのか。ちょっと、私もこれ見て、公衆の出入りしない個室とはどういう場所なのか、あるいは、商品の性能、品質の説明の範囲はここまでということをきちつと具体的にやつた方が

がいいというふうに思つております。やつぱり消費者が参考にできるような分かりやすいものにしていく必要があるというふうに思つております。是非、今回法改正をしましたけれども、周知徹底の方法はどうやってやるのか、公衆の出入りし

ない個室というのはこういうことですよとどう
やって説明するのか、ちょっと教えていただきた

二思辨

○大臣政務官(江田康幸君) 経済産業省としましては、まず、特にトラブルに遭いやすい大学生などの若年層や高齢者に重点を置いて消費者への情報提供や啓発に積極的に取り組んでいるところで

ございます。また、普及啓発の際には、先生御指摘のように、できるだけ受け手となる消費者の立場に立つて分かりやすいものとなるように努力をしていこうでございます。

例えば、若年層につきましては、高等学校の学

習指導要領に取り上げていただいておりまして、当省からも全国の約半数、二千五百校でございま
すが、高校に啓発ビデオを配布したところでござ
います。また、ビデオには人気タレントとかを起
用しまして、若い高教生が関心を持つて見るよう

に、そういう工夫をしているところでございま
す。成人式でも百万部以上の啓発パンフレットも配
布しております。大学におきましては、大学、短
大、約千二百校に対してマルチ商法に関する注意

喚起の通達を发出させていただいて、パンフレットも配布をさせて、努力しているところでござります。

高齢者向けの普及啓発としましては、地方自治体と連携をして敬老会でパンフレットを配布

しておりますが、五十一万部ほどのパンフレットを配布したところでございます。その際に、高齢者の方々が読みやすいように、より好まれる落ち着いた色合いにするとか、文字を大きくするという配慮をしているところでございます。

本法案も成立しますれば、分かりやすい広報素材を作成して、様々な方法を活用しながらこの普及啓発に努めていきたい、そのように思つております。

が作った「騙しのテクニック」という、気を付けなさいという漫画があるんですね。漫画。これを見ますと、確かにおもしろいんですけど、なるほどなどよく分かります。ああ、こう言って

する危険性があると。こういったところについて
はチェックしておるんでしようか、お尋ねしま
す。

○政府参考人(青木宏道君) 私、その広告、まだ
見ておりませんのでござりますが、いわゆ
る特定商取引法はいわゆる金融商品の販売は対象
としておりません。これにつきましては、金融商
品販売法あるいは景品表示法といったような別の
法律で規制をされておるというふうに理解をして
おります。

○平田健二君 まあ、多分そうだろうというふう
に思つておりました。しかし、一般論として、こ
ういった広告じゃないと消費者は飛び付かない
と、だからこういった方法をやるんだろうと。確
かに、これ違法ではないと思ひますよ、違法では
ない。多分、相当きちっと、有名な会社ですから、
調査をされてこういう広告を出しておると思いま
すが、しかし、特定商取引法の趣旨からすると、
私はある部分では反しているんじゃないかなとい
うふうに思ひます。

一度、是非、こういったものを禁止するという
わけにいきませんが、もつと消費者にすつと分か
るような方法で広告を出すということぐらいは指
導してもいいんじゃないかなというふうに思つて
おりますけれども、いかがでしょうか、大臣。

○国務大臣(中川昭一君) それ、改めて後で拝見
いたしますけれども、平田委員の御説明を前提に
してお答えするならば、先ほど商務審議官の方か
ら答弁したとおりというのが省の立場でござ
いますけれども、内閣一体となつて消費者保護会
議というものございますので、一国務大臣とい
まじょうか政治家の立場としては、やっぱりそれ
は消費者に大変な誤解を招く広告になりかねない
と。特にお年寄りをターゲットといいましょう
か、お年寄りをねらった広告であればいろいろ
と、見にくいたか字の大きさとかいろいろあつ
て、有名なタレントさんが出ているとかといふこ
とで信用してしまう、あるいはまた大きい字だけ
を見てしまうということになれば、結果的に消費

者に誤解を与える。それは我々政府として目指す
べき方向ではないというふうに考えております。

○平田健二君 結局、この法律を改正しても、やつ
ばかり悪いことをしようというのは、ちよつといか
がかと思いますけれども、やはりどうしても法の
スキ間をねらってやつてくる人たちと、いうのは必
ずおるわけですね。それを全体を取り締まるとい
うことだけでこういった被害といいますかがなく
なるとは思ひませんし、私はやつぱり最終的には

消費者が、個人個人がいかに自分自身を守るか、

そういうものにだまされないように注意するか

ということだけです。

○福島啓史郎君 自由民主党の福島啓史郎であります。

今日は、私は実は食育基本法案の趣旨説明とい
うことでもどうやら可能性としてありましたので、

午前中、広野先生また平田先生に時間を差し繰り

いたしまして、ありがとうございました。

○委員長(谷川秀善君) お答え申し上げま
す。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○福島啓史郎君 今日は商品取引所法、また特定商取引
法等の改正案につきまして御質問したいと思いま
す。

○委員長(谷川秀善君) 本日は、もう対症療法ではなくて根本からやはり見
直すということを是非提案をしたいと思っており
ます。

以上で終わります。

○委員長(谷川秀善君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時に再開することとし、休憩をい
たします。

○委員長(谷川秀善君) 午前十時五十六分休憩

律案の両案を一括して議題とし、質疑を行いま
す。

○委員長(谷川秀善君) 質疑のある方は順次御発言を願います。

○福島啓史郎君 今日は商品取引所法、また特定商取引
法等の改正案につきまして御質問したいと思いま
す。

○委員長(谷川秀善君) 本日は、もう対症療法ではなくて根本からやはり見
直すことを是非提案をしたいと思っておりま
す。

以上で終わります。

○委員長(谷川秀善君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時に再開することとし、休憩をい
たします。

○委員長(谷川秀善君) 午前十時五十六分休憩

以上で終わります。

でございます。また、平成二年改正で行われましたインハウスマodelのクリアリングハウスの導入これが平成十五年に、東京工業品取引所におきまして昨年の夏に導入をされました。これを契機に外資系金融機関が商品取引員として参入をするといったような副次的な効果も出ていっているところでございます。

の株式会社化といったようなものの選択肢の導入、あるいはクリアリングハウスについてはアウトハウスク型の制度を導入するといったような更なる制度整備が必要であるというふうに私ども認識をしております。

第二点目の委託者保護の面でござりますけれども、これも一定の効果はあつたと考えておりますけれども、しかしながら、その後の商品先物市場の急速な拡大、これに伴いまして委託者トラブルも非常に増加をしております。特に、本年末をもちまして委託手数料、特に小口の面につきまして、これも含めまして完全自由化が実現をすることになります。そういう観点からは、委託者保全制度の抜本的強化、あるいは勧説規制の強化など入口段階での規制強化、こうした委託者保護を大幅に強化する必要があるというふうに考えて いるところでございます。

このような認識に立ちまして、今回の改正案におきましては、第一に、まず何よりも委託者保護を抜本的に強化をする、そして国際化に対応して内外の投資家が安心して参入していくだけの信頼性、利便性の高い市場制度を整備する、こういった措置を盛り込んでいるところでございます。
○福島啓史郎君 それで、国際化の進展の中で、我が国の商品市場の地位はどの程度の地位にあるのか、また海外からの注文はどの程度を占めているのか、また海外市場とのアービトラージの状況はどうなっているか、お答えください。簡単にし

てくださいね。

○政府参考人(青木宏道君) 我が国の先物市場でございますが、御案内のとおり、石油市場を中心にしてこのところ非常に急速に拡大しております。金額で申し上げますと、平成十五年は三百十九兆円、平成十年の七十三兆円に比べまして三倍に増加をしております。そうした中で、特に我が国の中物市場の約六割を占めております東京工業品取引所、これは世界の商品先物市場の出来高でも、十年前の四位、これが近時では二位に躍進をしているということでござります。ニューヨーク商業取引所に次ぐ地位を占めているところでございます。

金あるいは石油につきまして、投資銀行あるいは
ファンダムントを中心としまして、このところ海外から
の参加が増加をしております。具体的には、平成
十四年の初めから十五年末までの二年間でござい
ますけれども、例えば金で申し上げますと四%が
八%，ガソリンは一%が八%，灯油 原油につき
ましては、それぞれ一%がそれぞれ八%，一一%
と、かなりこのところ機関投資家を中心いて海外か
らの参加が拡大をしている、こういう状況でござ
います。

最後に、表記印引アービトラージでございま
すけれども、これは先生御案内のとおり、その性
格上、こういう取引がアービトラージであると
いったようなものが顕在化をいたしませんので、
確たるデータはございませんけれども、しかし大
手商社を中心には、特に石油といった国際市況商品
におきまして積極的に利用されていると、そのよ
うに聞いております。

○福島啓史郎君　相当国際化が進んできたという
ことでございますが、問題は、一つは売買単位が
日本の場合小さいわけですね。アメリカと比べて
どの程度ですか。金及び石油について答えてください。

うに小そぞざいまして、ちよつとデータ、手元

にございません。申し訳ございません。
○福島啓史郎君 売買単位が小さいんですね。そ
れから、したがつて手数料を取られる、しかし、
今度手数料は自由化になるので、その点はカバー
できると思うんです。商品設計の問題ですから、
どういう顧客、投資家をねらうかということにも
よってくるわけでござりますけれども、国際市場
に倣うということであれば、売買単位についても
検討は進めたいだきたいくらいでございま
す。

次に、今回、相当程度の改正部分は、証券取引法の改正に倣っている委託者分離保管等ですね、ということです。一九〇年の改正では、証券にはなかつたものとして、一つは分離保管制度というのが当時は証券に

なかつたけれども、商品取引所法では設けたわけ
でござりますね。それからまた、もう一つは、相
互決済方式ということで、海外での取引所と相互
に決済できる仕組みを考えたわけでございます。
これは例えばシンガポールのゴムなどを考えたわ
けでございます。最近、東証でも、東京証券取引
所でもこうした相互決済方式を検討しているとい
うふうに新聞等出ておりましたけれども、その後
の利用状況はどうでしょうか。

先物取引の国際化の進展に対応しまして言わば取引時間の実質的な延長を可能とする、こういう趣旨から導入されたところでございます。これまでのところ、我が国商品取引所において具体的に導入された実績はございません。また、ちなみに、海外の取引所においても現在のところ運用されている事例は聞いておりません。

になりますかと思ひます。

今後、各取引所におきまして、こうした条件整備への対応、あるいは具体的な二一ツの状況、こうしたものを踏まえまして必要に応じて検討がなされると、このように考えております。

○福島啓史郎君 先ほど申しましたように、証券に先駆けて分離保管をしたわけでございますが、その実効が必ずしも十分でなかつたという問題、罰則等あつたと思います、また検査、罰則などの問題。

話をしたとき、この分離保管とクリアリングハウスというものが商品先物市場として二大必須条件だということです。今回の改正で証拠金の取引所の全額預託と分離保管措置の強化が講じられたわけでござります。

○政府参考人(青木宏道君) 今回の改正案におきましては、委員御指摘のように、証拠金取引の金額を全額直接預託をするといったような制度を導入しますとともに、分離保管義務については、これを厳格化し、特に毀損のおそれのあります銀行離れ保管の強化、特に先取特権を導入すべきだとうふうに考えますが、これについてはいかがですか。

預託　これを廃止をする代わりに信託といったような確実な保全措置を義務付けると、こういう措置を講ずることといたしてございます。
御指摘の先取特権の導入につきましては、これはなかなか難しい問題でございますけれども、私もども、今回の改正の過程では、いろいろ議論いたしましたけれども、少なくとも本改正案のような厳格な分離保管措置の方が言わば日本の委託者資産保全の実効性を上げるという意味ではより効果が高いものではないかというふうに考えたところでございます。

入するといったようなことが想定をされますけれども、銀行預託の場合は銀行が必ずしも払出しの目的を形式的なチエック以上することができるない、そのために流用を確実に防止をできないというのが実態でございます。こうした結果、先取特権を仮に法定化したとしましても、その特権を行使する前にその対象財産が毀損されてしまつていいれば、これは意味がないということになつてしまふわけでございます。

それから商品取引員の破産宣告前に他の一般債権者が差押手続あるいは裁判所の転付命令と、これを素早く先行した場合にも同様に先取特權で確保すべき財産がもはや存在しないといったような状況が生じます。今回の法律案、改正案におきましては、銀行預託を廃止してより確実な保全措置に限定したというのも、このような事態が生ずることを確實に防止をしたいと、こういう考えでござります。

実際問題といったとしても、先取特権行使するためには、個々の委託者が差押えを行い、裁判所の転付命令を得ることが必要でございます。ただ、実際、このような先取特権行使いたす場合に、日本の委託者というのが必ずしも法律的な専門知識を有しない、そういう場合に、他の債権者に先行して行うというのはなかなか困難が伴うんではないかということをございます。

ちなみに、昭和四十二年の改正におきまして、当時、仲買保証金というのがございました。これは現存します受託業務保証金の前身に当たるものでございます。その仲買保証金には実は先取特権を認めておりまして、ただ、やはりこれがなかなか実効が上がらないということで、四十二年改正で委託者の直接請求を認めるという意味で受託業務保証金に改正をいたしましたのも、言わばこういう先取特権の難点があつたからというふうに理解をしております。

○福島啓史郎君 じゃ、アメリカではなぜ先取特権でうまくいっているんですか。

○政府参考人(小川秀樹君) アメリカの先取特権の制度、法制度の基本が異なりますのでなかなか直接比較が難しいわけでございますけれども、少なくとも我が国の先取特権の基本的な性格、制度ということを踏まえますと、先ほど青木審議官からお答えしたとおりでございますけれども、やはり総財産が毀損してしまった場合には先取特権ではそれを追掛けられるわけにいかないものですから、今回はむしろ財産を取り分けた信託等できちんと保全すると。しかも、信託等の場合には、破産の場合にも破産財産に組み込まれないできちっとした事実上の非常に強い優先弁済権があるということで、委託者財産の保全には相対的に見てより高いのではないかというふうに考えた次第でございます。

○福島啓史郎君 私は、理論的に言えば、分離保管がしっかりとすれば取引所に持つていく必要はないわけでございます。そこは、その意味での一番強い法的な権利といいますのは先取特権だと思います。しかし、委託者の性格等の問題は確かに日本とアメリカと事情が違う点はあるとは思いました。

しかし、基本的には分離保管というのが非常に機動的に対応できるわけでございますので、この分離保管の強化、それと先取特権を与えることの検討を是非信託と組み合わせて検討していただきたいと。これは、大臣、いかがですか。

○國務大臣(中川昭一君) この商品先物取引制度の安定化のために委託者保護ということが最重要の一つのポイントだろうと、ポイントの一つだらうと思っております。いろんな考え方があると思いますが、時代に応じて、状況に応じていろいろとその目的に向かって制度を充実していくといふ必要が常にあると思っております。

○福島啓史郎君 次に、クリアリングハウスについてお聞きしたいと思います。

これは先ほど説明ありましたように九〇年改正で導入されたわけでございますが、当時、インナーモデルとアウター型と議論がありまして、結局はアウ

ター型は見送りとなつたわけでございます。しかし、効率性あるいは利便性を考えますと、取引所共通で運営できるアウター型のクリアリングハウスが私は望ましいというふうに考えます。

主務省もその方向で指導すべきだと考えますが、大臣の御見解はいかがでしようか。

○副大臣(坂本剛二君) 御指摘のアウトハウス型のクリアリングハウス制度は今回の法改正でできることになります。このアウトハウス型には、一般的のメリットに加えまして、取引参加者が複数の商品取引所で取引している場合でも決済を一ヵ所で一括して行えるという効率性があります。それから、商品取引所にとって業務の効率化が図られるというメリットもあるわけでございます。

現在、七つの商品取引所があり、東京工業品取引所のみがインハウス型のクリアリング取引を実施をしている状況でございますが、今回の、取引所外にクリアリングハウスを設立して、我が国商品先物市場全体の利便性、効率性の向上に大きく寄与するものと期待しております。

御指摘のように、政府としては、今回の法改正を踏まえて、七取引所共通のクリアリングハウスの設立に向けて指導してまいる所存でございます。

○福島啓史郎君 是非その方向で指導をお願いしたいと思います。

次に、これも議論、先ほど、午前中出ておりましたけれども、商品取引所の株式会社化の見通しでございます。

これは、私は、あの当時といいますか、四年前にシカゴを訪問したときに、CMEのメラメッド会長は、株式会社化するのはグローバル競争に打ちはつためだ、そのための電子取引網を整備するためにはお金が掛かる、それを株式会社化によつて調達するんだと言つていまつたけれども、日本の場合は、株式会社化の見通しはどうなのか。特に中ふうに聞いていますが、どういう見通しを持つておりますか。

○政府参考人(青木宏道君) 商品取引所の組織形態、これにつきましては、今回の法律改正案におけるべきことであるというふうに私ども考えております。

ただ、おっしゃるようすに、大変市場間競争が激しくなる中で意思決定の迅速化あるいは大規模な資金調達の必要性、そういう点から見ますと、歐米ではほとんどどの取引所が株式会社化をしていふると。アジアにおきましても、例えは中国あるいは韓国といった一部の例外を除くとやはり株式会社になつてゐるといつたようなことから、世界の潮流は相当株式会社の方に流れているといふうに考えております。こうした株式会社の制度導入が今回可能となりますので、この資金調達の円滑化といったメリット、こうしたものを踏まえまして各取引所においてその組織の在り方について具体的な検討が進むと、こういうふうに強く期待をしております。

○福島啓史郎君 次に、上場商品の追加についてお伺いします。

私は、価格変動あるいはヘッジニーズから見まして可能性なり必要性が高いのは、農産物では米それから子牛、牛肉ですね、これは子牛農家と肥育農家違つていますから、そのリスクヘッジ、非常に困つてゐるわけです。特に今、御案内のとおり子牛価格が高くなつて、それを一年あるいは一年半後出荷するときの牛肉の価格としてどの程度の価格が期待できるのか、当然ヘッジニーズというものはあるわけでございますが、そういうた場合がないわけでござります。是非とも検討をすべきだと思います。

それから、経産省関係では銅それからLPG、電力、それからCO₂の排出権取引など考えられます、が、対応状況等についていかがでしようか。

○副大臣(市川一朗君) 私どもも、商品先物市場

の役割につきましては、生産者や流通業者等のいわゆる当事者が販売したり購入したりする物品の価格変動が経営に及ぼすリスク、いわゆる価格変動リスクをヘッジするということは極めて重要でありますと考えております。需給構造、流通事情の変化等によりましてある物品の価格変動が大きくなり、それに伴うヘッジのニーズが高まつたような場合には、当該物品を機動的に上場してヘッジ二ーズにこたえていくことが必要であるという基本的な考え方を持つております。

今、委員が米、子牛、牛肉と挙げられました。米につきましては、午前中も広野委員と御議論があつたところでございますが、確かに議論といたしまして、一つは、今、福島委員も言われましたけれども、リスクヘッジの手法として先物取引に関心を示す強い意見もあります。しかし一方で、米は国民の主食でありまして、需給調整を行う中で、先物取引によって生じ得る投機的価格の変動が米の安定供給に悪影響を及ぼす懸念があるという意見もあるわけでありまして、福島委員御案内とのおり、この二、三年の米政策改革をめぐる議論の中でこの辺の議論はいろいろとなされているわけでございますが、もう一つ私どもとしてはその方向を見定める必要があるのではないかなどと思つておりますが、いざれにいたしましても、こういったことにつきましては各商品取引所からの申請が行われるということが前提でございまして、現時点ではまだそういう諸条件が整つていておりますが、一つの大きな課題であるという点では御指摘のとおりだと思っております。

それから、子牛、牛肉の問題につきましては、これもそれぞれいろいろな問題がございまして、子牛は生き物でございまし、牛肉の問題、またいろいろ議論する必要があるのではないかというふうにつきましていわゆる価格安定制度みたいなのがござりますので、その辺との政策の整合性等もいろいろ議論する必要があるのではないかというふうな問題意識を持つっているところでございま

४

○福島啓史郎君 アメリカではCMEで子牛価格が取引されており、子牛の場合は不足払いですから、市場価格と直接影響しないので、それは問題ないと思います。

いずれにしましても、取引所に申請があればこれは法律の手続に従つて判断するということになるかと思います。米論議の中でも、私、先物取引を使うことの、何といいますか、可能性あるいは必要性について論じたところでございます。引き

いいじゃないかということが前、まあ昔から言わ
れているんですが、そんなことでは冒頭申し上げ
ましたように三極構造の一極は担えない。是非、
これは手続上いえば、申請をすれば特段の問題な
ければ上場できるようになりますから、是非
この取引所法で検討が進められれば法律に則して
手続を進めていただきたいと思います。

それで、今言つた電力なりCO₂の排出権とい
うのは今の商品取引所法で読めるのかどうか、そ
うは今の商品取引所法で読めるのかどうか、そ

○大臣政務官(江田康寿君) 我が国には現在七つの商品取引所がござります。商品取引所同士の合併につきましては、上場商品の品ぞろえの拡大やら財務基盤の強化という効果が期待できることがから、取引所としての魅力を高める有効な手段の一つと考えることができます。

御指摘の大坂商品取引所と関西商品取引所との合併につきましても、地理的に近接していること、さらには工業品と農産物と各々の上場商品が

所への上場につきましては、当該商品の特性に基づいて価格変動に対するリスクヘッジや指標価格の形成などのニーズを踏まえて検討されるべきものと考えております。

今般の商品取引所法の改正におきまして産業機関審議会の分科会でも議論をしていただきまして、今、江田大臣政務官の御答弁ございましたはれども、この無体財産につきましては、さらには上場する可能性も念頭に置いて制度整備の在り方を引き続き検討せよという答申が出ておりまし

LPGにつきましては、取引所に上場して価格検討が進められることを踏まえて判断をしたいと思つておりますが、現状につきましては、銅においてはロンドン金属取引所に上場されておりますところもございまして、概して我が国の銅関係者ではこの上場に關しては否定的であるかと存じております。

て、私どもそれを踏まえて引き続き検討してまいりたいと思っております。

て検討してまいりたいと思っております。
○福島啓史郎君 福岡あるいは横浜の取引所につきましては、ローカル色を出してローカル取引所として生きていくか、あるいは他の取引所との統合を考えるかということだと思いますが、この辺り、農水省としてはどういうふうにお考えでいらっしゃうか。

形成機能を發揮すべきとする声も一部にあります。この検討を開始したところでございます。

一つとして、また正にリスクヘッジなり価格の先行指標として使われてきておりますので、日本もそれに後れないような検討を進めてください。それから次に、取引所の合併についてお伺いします。

○政府参考人(田中孝文君) 今、福岡と横浜の取引所についてお尋ねがございました。

先生御指摘のとおり、これら小さい取引所でございますが、また、御指摘ありましたように、例えは福岡であればプロイラー、横浜であればバレル

しておりますので、これを見極めた上で判断していくことが適当かと考えます。
最後に、CO₂の排出権でございますが、現在、京都議定書に定められた排出量を含め制度の在り方等について様々検討がなされている段階でございます。将来的には商品取引所に上場する可能性も念頭に置いて制度の在り方を検討してまいります。

大阪と関西の合併、これは中部と同様に両省廿二管取引所になるわけでございますが、その合併を私は主務省も推進すべき時期に来ているんじやないかと思うわけでございます。また、将来的には大証との統合ということも視野に入れた検討も行なるべきときに入っているんじやないかと思います。さらには、金先と東京の取引所との統合といふことも中長期的な検討課題だと思いますが、これ

第九部 經濟產業委員會會議錄第十二号

自由化されるなり新しい競争条件の下でこれら市場がどのようなビジネスモデルで営業していくかということは、一義的には商品取引員を会員とする自主組織である商品取引所自身でお考えいただくべきことでございますが、関係取引所において合併の機運が醸成されるような場合におきましては、役所としてはそれが円滑に進むように対処してまいりたいと思います。

○福島啓史郎君 要するに、ローカルとして生きていくなら、やっぱり特色ある商品を上場していかなきやいけないと思います。そういう努力をしていく、あるいは他の取引所との統合を図ること、やつぱり主務省としても適切な指導が必要ではないかと思います。

次に、委託者紛議の状況につきましてお聞きします。

○政府参考人(青木宏道君) 委託者紛議でございます。トラブルでございますけれども、このところ、商品先物市場の急拡大に伴いまして委託者トラブルも増加傾向が見られます。

具体的には、商品先物取引に関するわゆる苦情相談件数につきまして、農林水産省及び経済産業省の主務省において受け付けたものが八百五十九件とほぼ横ばいないしは微増でございます。また、日本商品先物協会で受け付けたものが八千五十九件と、これも増加傾向をたどっているところでございます。

御案内のとおり、日商協は、平成十年に業界団体、振興団体と切り離してできた自主規制団体でございまして、現在、自主規制規則の実施あるいはこれの違反に対する制裁、外務員登録制度の運用あるいは試験、研修制度の実施、それから苦情相談への対応及びあつせん、調停の実施といったところについて業務を実施しているところでございます。

例えれば、制裁件数でございますけれども、平成十一年創設以降でございますが、二十九件でござります。また、あつせん、調停件数は四百八十三件でございます。この、特にあつせん、調停件数といいますのは、一つは無料で行うことができるというほかに、二つの片務的な要素を持つております。一つは、委託者が裁判ではなくてあつせん、調停で紛議を解決をしたいというふうに望みますと事業者側はこれに従わなければならない、いわゆる裁判に勝手に行つてはならないという面が一通りございます。また、最終的に調停案が出されましたときに、個人の方がそれを受諾をするといつた場合にはこれを事業者側も受諾をしなければならないという意味で、大変個人にとって有利な制度となつております。こういう点についてはかなり成果を上げているといったようなところでございます。

ただ、最近やはり委託者トラブルは増加傾向にあるということから、今回の改正案につきましても、御案内とのおり、不当勧誘の禁止、あるいは適合性の原則の強化、あるいは商品先物の仕組み、リスクの説明義務の法定化、これらの違反の場合には無過失損害賠償責任を課すといったような入口段階での規制強化を抜本的に強化したところでございます。

私ども、これを機会として、役所としてもその運用についてガイドラインを作つていただきたいと思つておりますけれども、これを更に上回る日商協の自主規制機能というものを更に發揮してもらいたいと、こういう気持ちでおりまして、これを機に日商協の自主規制規則といったようなものを抜本的に強化をするということについて指導してまいりたいと思っております。

○福島啓史郎君 日商協自体は九〇年改正で設けられたわけでございますね。九八年改正で振興機関と分離したわけでございますが、なぜ当時、九年改正で設けたかといいますと、やつぱり自らの業界のトラブルはやっぱり自ら浄化していく、そういう姿勢を持たなければなりません。また、委託者の資産、知識に合ったビジネスモデルを私はしっかりと作つていくべきだと思うわけでございます。

そのためにも、商品取引員の方では商品ファンドなり、あるいは別形態であります証券業なりあるいはインターネット取引など、そうした委託者の資産、知識に合った商品が提供できるような

ば駄目だということで設けたわけでございます。今御説明を聞きますと、あつせん、調停等で機能を発揮しているようですが、育つように、この機能が十分発揮されるような指導方、適切な指導をお願いしたいと思います。

そもそも、私は、こうした商品取引をめぐるトラブルといいますのは、基本的に委託者の知識と資産、それと商品取引員が勧めます、あるいは導入されたことは評価し得るところでございます。

基本的に、今申しましたように、委託者の資産、知識と商品取引員の持つております商品の品ぞろえを適合させていく基本的な考え方は、要するに一つはハイリスク・ハイリターン。これは商品先物取引なわけでございますね。これにつきましては、資産家向けのものであるということ。それから、二番目にはミドルリスク・ミドルリターン。これはオプションを持ち込みますと損失が限定されますから、オプションを組み込んだ損失限定型。ほどほどの資産、知識を持った人向けの商品であります。それから、三番目にはローリスク・ローリターン。しかし、ローリターンといいましても、今の低金利の状況を考えますと、〇・五%といったようなものよりは当然上回るリターンが期待されるわけでございます。それは商品ファンドという、これはアメリカでも大いに発達しております、一般大衆の投資家を商品ファンドという形でもつてファンドの中に組み入れていくということ。そうした、そういう三つのタイプ、委託者の資産、知識に合ったビジネスモデルを私はしっかりと作り作つていくべきだと思うわけでございます。

そのためにも、商品取引員が市場ごと、あるいは取次ぎか受託会員か、あるいは外務員が何名いるかといったような大変小さな細断した縦割りの区分になつておりますけれども、そういうものを市場横断的な包括許可制度に改める。そういうことによりまして、商品取引員が機動的な事業展開をするようにすることができるといったような措置も盛り込んでいるところでございます。

ビジネスモデルそれ自体は、商品取引員がしっかり自分の創意と工夫で取り組むべき課題であるかと思いますけれども、私ども主務省としても、今回のこうした改正案に盛り込まれました環

境整備を通じて、適切なビジネスモデルの確立あるいは多様化といったようなものを促していきたいというふうに考えております。

○福島啓史郎君 まあ、そういうことなんですが、残念ながら、この金融の投資信託に比べて商品ファンドの実績が非常に低いんですね。投資信託が四十九兆円。これに対しまして、商品ファンドの方は最盛期九千億あつたんですが、今は六百億円ということでおよそ十分の一以下に減っているわけですね。

私は、その問題は、もちろん低金利ということであれば、むしろそういう商品ファンドのニーズは高いようと思うわけでございますが、一つの問題としましては、この商品ファンドは縦割り構造になつておつて、「主として」ということで、商品が主として半分以上というとのようございますが、そうしますと、その相場によつては株式に持つていつた方がいい、運用リターンが高いリターンが見込まれる、場合によつては商品の方に向かつた方が高いリターンが期待されるというようないきに機動性が失われるわけでございます。

そういうその「主として」の問題と、それから、そうであれば、商品も投資、まあ投資信託、株式中心でござりますけれども、両方できるようなファンドは考えられないかどうか。これについては金融庁、いかがでしようか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 今、先生御指摘の投資信託でございますが、この投資信託は、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを目的とする信託とされておりまして、この「主として」というのは運用財産の二分の一を超える額と解されているところでございます。

先生御指摘のよう、この投資信託あるいは商品ファンド法といふのは、主たる投資対象に応じてそれぞれの事業者の規制を行う仕組みになつております。

私も、平成十二年六月の金融審議会の答申の中には、実は、金融を支える新しい枠組みとして、

継割り規制から機能別・横断的なルールに転換するとの観点に立つて、金融サービスに関するルールの整備を進めていくことが重要であるという御指摘もありまして、私どももそう考えております。

これまで投資信託におきましては、その運用対象資産を主として有価証券から不動産を含めた幅広い資産に拡大をする、あるいは多様な商品の提供を可能とするなど、投資家保護に配意しつつ商品の利便性向上に資するため隨時見直しを行つてきたところでございます。

また、昨年末に取りまとめられました金融審議会報告においても、これまで投資家保護策の講じられていない投資サービスや新たに登場するであろう投資サービスにつき、証券取引法を中心とした有効な投資家保護の在り方について検討するとともに、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性を含め、より幅広い投資家保護の枠組みについて中期的課題として検討を継続していくといった提言をいたしているところでございまして、今後、同審議会において投資サービスにおける規制の在り方について検討が行われていくものと考えております。金融庁といつたしまして、この審議会の検討状況を踏まえつつ適切に対応したいというふうに考えております。

○福島啓史郎君 今、増井局長、答弁ありましたように、私は、省庁の縦割りによつて投資家の利益が損なわることがあつてはならないと思います。したがつて、今言いました商品ファンドと投資信託との壁の問題も是非解決していただきたいと思います。

それからまた、最近、外国為替の証拠金取引のトラブルが非常に急増しておりますのでございます。今、内閣府の調査によりますと二千件程度あります。そこで申上げましたが、いずれにいたしましても、こここの審議会でもいろんな御議論がなされると思いますが、こういった審議会の議論も踏まえつつ、追加的な投資家保護の枠組みを早急に整備する必要があるというような認識も示されております。

先ほど申し上げましたが、いずれにいたしましたが、この審議会でもいろいろ御議論がなされると思いますが、こういった審議会の議論も踏まえつつ、追加的な投資家保護の必要性について検討を行つてまいりたいというふうに考へておるところでございます。

○福島啓史郎君 特に急増しているという実態から見て、早急に許可制等の適切な措置を導入していただきたいと思います。

また、海外先物につきまして、引き続き悪徳業者によります苦情が一定程度を占めております。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げま

す。

いわゆる外国為替証拠金取引、先生の御指摘の一部の取扱業者と投資家の間でトラブルが生じてきているということは承知しております。

金融庁いたしましては、証券会社がこの取引を行う場合の留意点についてのガイドラインを策定したり、あるいは金融庁のホームページに、いろんな注意喚起を行うといったことをホームページに掲載をいたしたり、あるいは、これはこの四月一日から施行されておりますけれども、金融先物業者や一般の事業者が外国為替証拠金取引を行う場合も含めて、すべての取扱業者を金融商品販売法の適用対象とするなどの対策を講じてきています。

今後も、これまでに講じた諸措置の効果や金融審議会の議論を踏まえまして、この取引に関する追加的な投資家保護策の必要性について検討してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

なお、やや敷衍をいたしますが、先般、金融審議会におきましてもこの議論がなされまして、複数の委員から、この一部の取扱業者と投資家のトラブルが引き続き生じておりますので、こういったトラブルの発生を防止するために、当該取引について追加的な投資家保護の枠組みを早急に整備する必要があるというような認識も示されております。

商品取引所法、最後でございますけれども、税制改正によりまして、商品取引によります所得も、分離課税、二〇%の分離課税ということで、そのことが非常に私はこの市場育成のためにも効果があると思うわけでございます。

さらに、今、金融所得の一元化の論議がされております。その中で、この商品取引の所得も他の証券、金融の所得と一元化を図るべきだと思いますが、またそういう税制改正要求をすべきだと思っています。

○福島啓史郎君 特に、悪徳業者の取締りは、これまでに講じた諸措置の効果や金融審議会の議論を踏まえまして、この取引に関する追加的な投資家保護策の必要性について検討してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

今後も、これまでに講じた諸措置の効果や金融審議会の議論を踏まえまして、この取引に関する追加的な投資家保護策の必要性について検討してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

なお、やや敷衍をいたしますが、先般、金融審議会におきましてもこの議論がなされまして、複数の委員から、この一部の取扱業者と投資家のトラブルが引き続き生じておりますので、こういったトラブルの発生を防止するために、当該取引について追加的な投資家保護の枠組みを早急に整備する必要があるというような認識も示されております。

商品取引所法、最後でございますけれども、税制改正によりまして、商品取引によります所得も、分離課税、二〇%の分離課税ということで、そのことが非常に私はこの市場育成のためにも効果があると思うわけでございます。

さらに、今、金融所得の一元化の論議がされております。その中で、この商品取引の所得も他の証券、金融の所得と一元化を図るべきだと思いますが、またそういう税制改正要求をすべきだと思っています。

○福島啓史郎君 特に、悪徳業者の取締りは、これまでに講じた諸措置の効果や金融審議会の議論を踏まえまして、この取引に関する追加的な投資家保護策の必要性について検討してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

今後も、これまでに講じた諸措置の効果や金融審議会の議論を踏まえまして、この取引に関する追加的な投資家保護策の必要性について検討してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

なお、やや敷衍をいたしますが、先般、金融審議会におきましてもこの議論がなされまして、複数の委員から、この一部の取扱業者と投資家のトラブルが引き続き生じておりますので、こういったトラブルの発生を防止するために、当該取引について追加的な投資家保護の枠組みを早急に整備する必要があるというような認識も示されております。

商品取引所法、最後でございますけれども、税制改正によりまして、商品取引によります所得も、分離課税、二〇%の分離課税ということで、そのことが非常に私はこの市場育成のためにも効果があると思うわけでございます。

さらに、今、金融所得の一元化の論議がされております。その中で、この商品取引の所得も他の証券、金融の所得と一元化を図るべきだと思いますが、またそういう税制改正要求をすべきだと思っています。

○福島啓史郎君 特に、悪徳業者の取締りは、これまでに講じた諸措置の効果や金融審議会の議論を踏まえまして、この取引に関する追加的な投資家保護策の必要性について検討してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

今後も、これまでに講じた諸措置の効果や金融審議会の議論を踏まえまして、この取引に関する追加的な投資家保護策の必要性について検討してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

私は、この悪徳業者を排除するとともに、この商

品取引員のアービトラージ等のビジネスモデルの中に取り込むためにも、この商品取引員の兼業としてこの海外先物取引を認めるべきではないかと思いますが、実態及びその方針はどうでしよう

か。

○政府参考人(青木宏道君) 商品取引員が海外先物受託業務を営むことにつきましては、現行法においては特段禁止はされておりません。そうした業務を行つ場合には、現行制度においては、その運営に関する事項を兼業業務として届出をしていただくということでございます。

現在九社いるところでございます。

○福島啓史郎君 特に、悪徳業者の取締りは、これまでに講じた諸措置の効果や金融審議会の議論を踏まえまして、この取引に関する追加的な投資家保護策の必要性について検討してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

商品取引所法、最後でございますけれども、税制改正によりまして、商品取引によります所得も、分離課税、二〇%の分離課税ということで、そのことが非常に私はこの市場育成のためにも効果があると思うわけでございます。

さらに、今、金融所得の一元化の論議がされております。その中で、この商品取引の所得も他の証券、金融の所得と一元化を図るべきだと思いますが、またそういう税制改正要求をすべきだと思っています。

○副大臣(坂本剛一君) 所得に対する課税につきましては、平成十五年度税制改正で措置されたところでございます。これによって、税制上、他の金融商品と同様の扱いになつたものであり、投資家が投資のポートフォリオをより柔軟に組むことに資する効果があると考えております。

金融所得課税の一元化につきましては、多様な金融商品の選択に対する税の中立性を確保し、貯蓄から投資へという流れを促進するものであると認識をいたしております。経済産業省におきまし

ても、産業構造審議会産業金融部会に小委員会を設置し、金融所得課税の一元化の在り方について

を行つております。

検討を進めているところであります。その範囲については、リスクマネーの供給を促したり、投資家の利便や分かりやすさの観点から、できるだけ包括的な形で考えていくべきと考えております。

○福島啓史郎君 我々も党税調等で十分議論をしていきたいと思っております。応援をしますんで是非、金融所得一元化の中にこの商品先物取引の所得も入れるように要求等をしていただきたいと思います。

次に、特定商取引法の改正についてでございますが、内閣府に最近の消費者の苦情すけれども、まず、内閣府に最近の消費者の苦情の実態をお聞きします。

○政府参考人(永谷安賢君) 国民生活センターに寄せられております苦情の実情であります。件数的にはもう先生御案内かと思いますが、これで非常に急増しております。平成十四年度で八十七万件、平成四年度と、十年前と比べまして六倍程度に増えているということです。

ちなみに、十五年度につきましても、まだこれは最終的にフィックスした数字ではございませんけれども、百三十万件を突破するような勢いになっております。

苦情相談の中身につきましての傾向であります。架空請求といいますか、利用した覚えのない電話による有料情報の料金を請求されたものなどが平成十五年度に四十万件、三年前二万件ということがありましたので、二十倍にも急増していること、二つ目に多重債務問題、それからやみ金融の不正請求などがございまして、これが約十八万件ということで、三年前の三万件から急増しているということです。

よろしいですか。

○福島啓史郎君 今ありましたように、メールの架空請求、これが四十万件を占めているわけでございます。これについての検挙状況と被害防止対策につきまして、まずこれは警察庁にお聞きします。

この種事犯といふものは、被害が広域、多数に及ぶということが懸念されることで、警察庁といつしましても、都道府県警察に対しまして、事犯を認知した場合には速やかに厳正な取締りを行うように指示しているところでございます。平成十五年中は大規模な請求事犯を六事件検挙いたしました。また、本年は、昨日現在でございますが、既に九事件を検挙しております。これらの十五事件で架空請求を受けた人の数が約七百三十万人に及んでおります。

また、被害拡大防止の観点から、広報啓発活動にも我々とともに力を入れております。政府広報及び警察庁や都道府県警察のホームページにおきましてその手口等を紹介し、情報提供を行うことにより国民に平素から注意するよう呼び掛けているほか、架空請求の相談に応じる窓口を整備いたしまして、身に覚えのない請求を受けた方に対しましては、絶対にこれに応じないように指導、助言をしているところであります。またさらに、事案が発生した場合には、金融機関に對しまして料金の振り込み用に指定されました口座の凍結を要請するなど、被害の拡大防止に努めております。

○福島啓史郎君 四十萬件ですから、これは大変な被害の件数です。苦情の件数です。しかりし対応策を検討をお願いしたいと思います。

二番目の問題は、この十八万件が多重債務問題及びやみ金融の不正請求です。これについてはどういうふうに対応しているのか、これは金融庁であります。

○政府参考人(五味廣文君) 御説明申し上げます。今後とも、この種事犯の捜査を徹底することによりまして、また広報活動も積極的に進めることによりまして、被害の未然防止、拡大防止のための対策に努めてまいりたいと考えております。

○福島啓史郎君 これは総務省にお聞きしますけれども、迷惑メール防止法というのが昨年議員立法でできたと思いますけれども、同じようなことはメールの架空請求につきましてできないのかどうか、これについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(江寄正邦君) 架空料金請求につきましては、広告メールの場合と異なりまして、そ

もそもそれ自体が取締りの対象となるという刑法上の詐欺罪などに該当するケースがほとんどと考えられます。したがいまして、私どもといたしましては、消費者の方にこのことも踏まえて対応がこのところ急増しておるわけでございまして、総務省ではそのための対策とということの周知に努めてきたところでございます。

いわゆる迷惑メールを規制いたします特定電子メール法というのがござりますけれども、これと同様の規制を行うということにつきましては、今申し上げましたように、架空料金請求がいわゆる広告メールと異なりまして、そもそもそれ 자체が取締りの対象となる刑法上の詐欺罪などに該当するというケースがほとんどですので、一義的には取締りという観点からの対処ということになろうかとは思いますが、一方で、それに加えまして、何らかの効果的な方法はないかという視点からの検討も行つてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、一つは苦情相談窓口を拡充するということを財務局そして都道府県に要請をしておりまして、この結果として、財務局、都道府県の貸金業担当職員の増員というものがこの十六年度から認められておりますとともに、また、四十七都道府県のうち二十一の都道府県でやみ金一一〇番といったような窓口も設けられました。

もう一つ、今お話しになつております口座の不正利用、架空請求等による口座の不正利用でござりますが、昨年の九月以来、金融機関に対しまして、口座名義人不存在あるいは公序良俗に反する行為に利用される場合、こういった場合における預金取引停止等を要請をしております。また同時に、私どもに寄せられましたやみ金あるいは架空請求等に関する預金口座不正利用に係る情報、これをその当該の金融機関、そして警察当局、ここに速やかに提供することにしております。昨年九月から二月末までの累計で二千七百二十二件の情報提供をいたしました。このうち、口座の解約に至つたものが四百五十一件、取引停止に至つたものが八百三十六件。また、こうした情報提供の有無にかかわらず、全銀協におきましては、口座不正利用に伴う口座の利用停止等を行つております。一例を申しますと、十五年の十月から十二月の三ヵ月で利用停止又は強制解約などで九千五百十八口座がこの対象となつております。

そのほか、広報の充実、あるいは警察等関係当局の連携強化ということで、連携強化につきまし

ては、ヤミ金融等被害対策会議といいますものを都道府県に設けております。財務局、都道府県、警察、弁護士会等がこのメンバーとなりまして、必要な連携の強化を行っております。

○福島啓史郎君 そのほか苦情の多いものとしましては、点検商法が一万一千件、アポイントメントセールスが一万六千件、それからいわゆる内職商法、これが二万七千件でございます。これらにつきまして今回の法改正により対応しているわけですが、全体として、こうしたいわゆる悪徳商法対策法制としまして、悪徳商法対策の法制として我が国の法制は最前線を行つてゐるのかどうか、その辺りはどういうふうに評価してあるかというのが一点目。

それから二点目は、特にマルチについて先ほど
来議論がありましたけれども、私は、マルチの返
還請求、返品請求権は一年以内に限定せず、また、
対象期間も九十日ではなくて一年間とすべきだと
思いますが、その二点について経済産業省の見解
をお聞きします。

（政府参考人）小川 棲穂君　お答え申し上げます。まず第一点の、諸外国と比べての我が国の制度をどう評価するかという御質問でございます。

諸外国におきましても、我が国の特定商取引法でございますけれども、御案内のとおり、訪問販売や連鎖販売引と、そういう特定の取引類型を対象に必要な行政規制やクーリングオフ等の民事ルールを設けておるわけでございますけれども、諸外国におきましても、法制度の基本的なあります。たとえば、日本では、連鎖販売引と異なりますのは、直接比較できない部分もございますが、基本的には、同様に訪問販売でありますとか電話勧誘販売でありますとか連鎖販売取引でありますとか、そういう類型を対象に、必要な規制とかクーリングオフを定めておるということをございます。

ところはなかなか難しゅうござりますけれども、我が方も、ここ五年間で三度の法改正をしておりまして、今回四回目ということですございまして、最先端グループに属するところを目指して制度整備を進めておるということですござります。それから、二点目の御質問の返品ルールの点で

○松あきら君　公明党の松あきらでございます。
過去の改正におきまして、御自身が農水省の
キヤリアとして直接かかわっていらした福島先生
ありがとうございました。

こののような業界の構造改革と市場の信頼性、利便性向上のための制度整備などが相まって、より健全な商品先物市場が実現されるものと期待をいたしているところでござります。

これがも諸外国に類似の法制度がございまして、
そういう辺りを横並び、比較対照も十分いたし
まして、なるべく明確な制度にということで制度
を仕組んだわけでございます。

の後に質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

いただきました。このときに、顧客トラブル、いわゆる被害者の増加という質問が出ましたときに、取引高に比べて被害者は増えていないといふようなことをおつしやっていたなど、それはちよつと実態と違ふんじゃないかなと思いました

策の抜本的強化に加えまして、市場の信頼性、利便性の向上を図るための様々な措置が盛り込まれているわけでございます。改正後には全三百七十五条に及ぶ大法律ができ上がるわけで、正に昭和二十五年に商品取引所法が制定されて以来の大改

けれども、そのようなこともおつしやつております。
まず、質問に入らせていただきます。我が国の
商品先物市場が目指すべき方向についてお伺いを
したいというふうに思います。

正と評価できるのではないでしようか。
近年、欧米にとどまりませんで、例えば中国あるいはアジア諸国におきましても商品先物市場の整備というのが急速に進んでおります。今回の改正案を見ますと、諸外国にも負けない商品先物市場を育成していくこう、こういう経済産業省と農水

我が国の商品先物市場の参加者構造、これは諸外国に比べまして個人投資家の参加割合が高く、商品の生産・販売を行う事業者、いわゆる当事業者の方々の事業活動を円滑に行うためのリスクヘッジのためには参加される割合が少ないと、こう言われてまいりました。しかしながら、近年、石油市

省の強い意気込みと決意が感じられるものでござります。

場を中心に我が国市場、拡大しております。それとともに、当業者の参加も増加をいたしております。そして、商品先物市場が持つ本来の産業としての基礎としての機能がようやく發揮されつつあるよう

いる点は、商品先物業界の構造改革、これを促す効果が期待できるんじゃないかというふうに思つております。本年末に、商品取引員が顧客から徵収をします委託手数料が完全に自由化をされると。これによりまして商品取引員の競争環境は大変に厳しくなると予想されるわけでござります。こうした中で、本法案に盛り込まれております分離保管措置義務の厳格化を始めといたします委託者資産の保全制度の抜本的強化、あるいは商品取引員に対する財務要件規制や勧誘規制の強化といった措置は、健全な商品取引員を更に伸ばして、そうでない商品取引員には市場からの撤退を是す効果があるのでないかなど、いろいろと思つております。

に思うわけでございます。今後、我が国の中長期物市場の健全な発展を考えますと、こうした当業者やいわゆる機関投資家の参加を更に拡大しまして、個人投資家は本当にリスクを知った言わばプロの投資家が参加していく方向が望ましいと考えるわけでございます。

そこで、大臣に、我が国商品先物市場の将来像と今回の改正の趣旨についてお伺いをしたいと存じます。

○國務大臣(中川昭一君) 商品先物取引、そしてマーケットというのは、午前中、朝申し上げましたように、ある財、商品の提供者とそれを買う人との間の事を理らるる事、すなはち、リスクも

に思うわけでございます。今後、我が国の商品先物市場の健全な発展を考えますと、こうした当業者やいわゆる機関投資家の参加を更に拡大しまして、個人投資家は本当にリスクを知った言わばプロの投資家が参加していく方向が望ましいと考えるわけでございます。

そこで、大臣に、我が国商品先物市場の将来像と今回の改正の趣旨についてお伺いをしたいと存じます。

は周知啓発に一層取り組んでいただきたいというふうに思つておりますけれども、御所見をお伺いいたしたいと思います。

○大臣政務官(江田康幸君) 先生御指摘のよう

に、この点検商法に関する苦情相談件数というのが十三年、十四年で二年間で二倍にも増加しております。十四年度の苦情相談につきましては、約六割が六十歳以上の方からのものとなつてお

ります。このような消費者トラブルを未然に防止するためには、今回の法改正内容を含めまして、高齢者へのこの普及啓発を行うことが極めて重要と考える次第でございます。

経済産業省としましては、これまでこの関係省庁、地方公共団体と連携して、特にトラブルに遭いやすい大学生などの若年層とか高齢者に重点を置いて消費者への情報提供、啓発に取り組んでまいりました。

特に、この高齢者につきましては、自治体と連携しまして敬老会等でパンフレット五十二万部を配布したり、点検商法等の悪質商法に関する情報提供とか注意喚起を行つておるところでござります。また、このトラブルの未然防止のための心得とかトラブルに巻き込まれた際の対処方法、さらには相談窓口、先ほども申しましたけれども、消費者相談室とか消費者生活センター等の相談窓口の紹介にも努めています。この成果もありまして、六十代の主婦のクーリングオフの周知度といふものについては約八割に達しているところでござります。このような高齢者向けのパンフレットにつきましては、高齢者に好まれる色遣い又は文字を大きめにするというところの配慮を行つているところでございます。

本法案成立しますれば、高齢者に対する啓発について自治体との連携を更に強化しまして、この普及啓発に努めていきたいと、そのように思つております。

○松あきら君 ありがとうございます。何か午前中から同じような御答弁で大変だと思うんですけどれども。

研修も、経産省は三百名弱研修している、自治体あるいは消費生活センターの方も含めてという

ことで、これは非常に良いことだというふうに思つております。やっぱり消費者の被害救済を支

援していくこと、これが一番大事なんですね。や

うにお願い申し上げます。

その消費生活センターの相談体制の強化に関し年々増えしております。先ほどからも四十万件とかいろいろな件数が出ておりますけれども、やはりこの消費生活センターの体制強化は喫緊の課題と考えます。

内閣府としてはどのように取り組んで今までい

られたのか、またこれから取り組んでいかれるお

つもりなのか、お伺いをいたしたいと

思います。

○政府参考人(永谷安賀君) 消費生活センターの

体制強化のお尋ねでございます。

消費者トラブルに関して、その消費生活セ

ンターが果たしております情報提供あるいは助言とかあつせんとかそういう機能、あるいは先ほど来話題になつていていますように、ここ、センターに持ち込まれるその苦情相談件数が非常に増えています。そういうことから、消費生活センターに掛ければ全国どこでも相談できますよ、被害に遭つた方どうぞみたいな宣伝をすれば、非常に皆さんに喜ばれるというふうに思うわけです。

是非こういう仕組みを導入してはいかがかと思ひますけれども、「賛成」と呼ぶ者あり)ありがとうございます。いかがございましょうか。

○政府参考人(永谷安賀君) 今、先生が御提案されました全国統一番号制みたいな話でありますけれども、消費者の利便性を向上させる意味で非常に有益な御提案であろうと思いま

す。

○政府参考人(永谷安賀君) 今、先生が御提案されましたが、件数自体が多くなつております。更にこう

ことになりますと、消費生活センター自体が連携しながらどうやってその苦情処理に当たるのか、

その仕組みも同時に考えなきやいけないという

ことだらうと思います。

そういう前提の下でのお話になるわけでありま

すけれども、一応私ども、独立行政法人の国民生

活センターというのを抱えております。この国民

生活センターを通じまして、消費生活センターの相談員に対する研修コースを実施するとか、あるいは相談業務に必須であります悪質事業者等の注

民が、生活者が一番なんですから、それは自治体のそれぞれの範囲が違うから云々ということはやつぱり言つちやいけないと私は思う所存でござります。是非よろしくお願ひを申し上げます。

数々の消費者トラブル、この改正案にしましてこの実態をいち早くつかんで迅速に対応するため

に、地方の消費者生活センターあるいは国民生活センターの協力連携により情報収集も行つていらっしゃるということだと思います。

平成八年の法改正によりまして、第六十条の申出制度、これが設けられております。この制度は、個別のトラブルを解決することを目的としたものではないわけで、例えば個人だけでなく法人や団体也可能ということで、だれでも言わば申出ができるというわけですね。そして、申出を受けた都道府県知事又は経済産業大臣は適切な処置を取らなければならぬことになつております。

消費者保護の観点から、行政が一般の消費者と一緒になつて機動的に行政措置の発動を進めるという意味で、これは、これが有効に機能すればもう悪質商法の有力な武器になるのではないかとうふうに思いますけれども、一体全体この活用実態はどうなつてゐるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(青木宏道君) 御指摘の申出制度でございますけれども、御指摘のとおり、平成八年の法律改正で導入したものでございます。

この制度、大きいいますと二つのポイントがございまして、委員も御指摘のように、法文上は

何人もというふうに書いておりまして、主務大臣等に特定商取引の公正あるいは購入者の利益が害されるおそれがあるという場合にはその申し出

て、適当な措置を取るべきことを求めることがで

きるということです。是れども、是れども、是れども、

おそれがあるというふうに思つていただければというふうに思ひます。

○松あきら君 何か、全国統一一一〇番みたいな形になると、方々から掛かってき過ぎてパンクしちゃうということなんでしょうか。利便性といふの充実というのを図つていただきたいというふうに思つております。

ものを考えますと、やっぱりその仕組みというのをしっかりと考へて、やつぱりそのままに、まず国

ところからも申出がなされているところでございま
す。

第二点目の特色でございますけれども、その後、平成十一年の法律改正におきまして、特に個人が申出をするにはなかなか難儀な点がござります。そこで、こうした個人に助言を行う指定法人として指定法人制度というのを作りまして、現在、財団法人日本産業協会を指定しております。

す。この協会におきましては、申出に関するパンフレット、これを大変分かりやすいものを作りまして、全国の消費生活センターなどにも配付をしてございます。あるいは、先ほど申し上げましたように、申出を行おうとする者につきまして、その内容の説明あるいは法令の内容についてのアドバイス、こういうものを個別に行っているところでございます。

こうしたことから、制度創設後最初の四年間、合計で三十五件でございましたけれども、その後の四年間では百四十六件でございます。また、先ほどの指定法人によりますアドバイス制度でございますが、これも最近三年だけで四百件ということで、徐々に活用がなされているということです。

私ども、こうした中で、あつせん、調停をするのみならず、場合によつてはもう少し悪質なもの、発見をしこれが行政処分につながつたといふ点もございまして、本制度の普及啓発ということについても引き続き努力をしてまいりたいと、かように考えております。

としたら、そういうことも考えていただきて、更に消費者のために御努力いただきたいというふうに重ねてお願い申し上げます。

次に、マルチ商法についてお伺いをいたしま
す。

特に最近では大学等でマクルーハン法が盛んに広がっている。これは午前中から話題になつておりますまして、残念ながら今の若者は樂をしてお金稼ぎたいという、そういう傾向も少しはあるのかなうふうに思いますけれども、先ほどのお答えで、遙雀省では高校二百五十校二千校を記つて

（新規）に高橋は二百五一枚でござる西へ
いる。あるいは大学千二百校に注意喚起するパンフを配布する。これ非常に大事だと思うんですね。やっぱり今の若者は、傾向性として少し樂をしてお金をもうけたいというのもあるけれども、少く、何といううんでしようか、ある重

子供っぽいと言つたら、なんですかれども、だれか友達にちよつと話を聞くとすぐそれを信じてしまうみたいなの残念ながらあるのかなど。余り疑らない。いいことでもあるんですけども、ちよつと困ったことでもあるわけございま

して、そうした大学生を始めとする若者に対するこうした消費者教育、これまで以上にやっぱり積極的に取り組むことが必要ではないかなと私は思っている次第でございます。

も、大学生等に対する普及啓発あるいは消費者教育についてこれまでどのように取り組まれてきたのでしょうか。また、最近のトラブルの実態を踏まえて今後どのように取り組まれるのでしょう

か、伺伺いをいたしたいと思います。
○政府参考人(徳永保君) 御答弁申し上げます。
先生御指摘のような状況、私どもとしても大変
憂慮しておりますところでございます。

大学における相談窓口では、これまでも入学時に配付する学生便覧の中に、学生に対する注意喚起を記載をする、あるいは各大学に置かれております学生相談窓口で相談を受け付けまして地域の消費者相談窓口への相談を勧めると、こういった指導を

しているところでござります。

○國務大臣(中川昭一君) 今、松委員からいろいろ

○國務大臣(中川昭一君) 今、松委員からいろいろ実態を前提にしながら御意見あるいは御質問をいただきましたけれども、本当にこれ、何といいえども、おおむねはまことにござるのでは

ましょか やる方は悪意を持ってやる場合には
多分弱いところをどんどんねらつてくる
んだろうと。だから、独り暮らしのお年寄りとか

学生とか、そういうところにエステだとか語学学校の何か回数券だとか、そして点検商法だとか、あらゆる手段でそういう特定商取引を持ち掛け

くるということでございまして、我々所管の生活物資であれば専門知識も多少はあるでしようし、語学学校の勧誘なんというとちよつと、これは文

部科学省の方がお詳しいかもしだれませんし、シロアリ点検なんということこれは国土交通省になるのかもしれません。

かもしまれません
したがつて、縦割りでばらばらというのがある意味では一番いけないんだろうと思います。内閣

一体となって、それから地方自治体も含めて、そして老人クラブあるいは学校の現場ということことで、何かモグラたたきみたいに、ここを退治した

らまた新たなものが出てくるということにどういふうに対応していくべきかということについて、

なつて決して後追いでいいと言つたりは毛頭ないわけでござりますけれども、とにかく、内閣一体となって連絡を取り、そして地方や老人クラブ

はあるいは町内会等々ときめ細かく迅速、機動的に対応できるよう、法の整備は今回御審議をいただいておりますけれども、我々としても、通常

行政としてもふだんからより一層そういう問題に對して耳をきつつと立てて目をきつつと開いて対

○松あきら君 ありがとうございました。
○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でござります。

いきま
まず、法案の審議に入る前に、私、今日、中川
経済産業大臣に質問をすると地元で言いますと、
の方に質問するんですかと言われたんですね。

大臣はお分かりだと思います。二十一年間国民年金未納、もちろん麻生さんのように四年、石破さんのように一年もこれも許されないことはあります、私が二十一年間未納だったという方が私が質問する大臣であるという、この不幸についても私は本当に残念でなりません。

地元の方に、ああいう方が大臣の資格があるんですかと問われました。私も大変大臣として年金で今審議にかかっている法案にサインをなさつた、大臣はなさつたということについて、私信じられません。

地元の国民の皆さんのが、私のその思いに大臣はどうおこたえになるでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 私は二十一年間、私のミスによりまして国民年金に未加入であつたことは事実でございまして、先々週、マスク等でこの議論が出てきたときに、まさかと思ひましたけれども、点検をしたところが、丸々国民年金に未加入であつたといふことは事実でございまして、折に触れて事実関係を申し上げ、そしておわびをしているところでございます。

私は対して質問するとはどういうことでございますが、私は現在、経済産業大臣として一生懸命職務に全うし、そしてこの法案についても当委員会で御審議をお願いしているところでございます。

○西山登紀子君 私の家にも、こういうきちっとした社会保険庁からよく便りが参ります。月一万三千三百円を払っている者がおりますので、非常に熱心に参ります。

そしてまた、議員年金の問題、今大問題になつていていますね、併せてですけれども。とりわけ、大臣、今大臣がサインなさつた、年金の改正案と言われておりますが、私はどこから見ても改悪案だと思ひますけれども、最高一ヶ月一万六千九百円、月々納めなきやなりません。今、無年金の学生、障害を持ついる学生さんの問題、裁判でもなつて大問題になっているわけですよ。こういう法案に大臣がサインをなさつたという、その点で、今自分は経済産業大臣なんだからいいじやな

いかというようなお答えがあつたようですけれども、やはり閣僚の一員としての私は資格が問われているのではないかとうふうに思います。

この問題はここまでにして、法案の質問に入りたいと思います。

今度の改正案は、点検商法やアボイントメントセールスなど悪質な商法が社会問題化している中で、消費者の利益を保護すると、国民経済の健全な発展に寄与するという方向で前進させた内容になつておりますので賛成でございます。せつかく法律が改善されましても、悪質な業者が法の網の目をくぐつて次々にまた悪質商法を重ねるというふうな状況が今あるわけですから、是非これを拡充をされた制度を消費者が利用する際に、うんと消費者に配慮した支援の拡充や執行と周知の徹底が必要だと思いますので、その点で幾つかお伺いをしたいと思います。

京都では、六十歳以上をねらつた在宅の、リフォームが必要ですよといふうなそういう商法だとか、消火器の点検商法、悪徳商法、これが今急増しているんですね。今年度は上半期だけで四十七件、前年度は一年分が二十四件ですから、非常に上回つております。百件を超える勢いだと言わわれているんですけども、こうした消火器点検商法による被害は全国ではどのようになつてあるのでしょうか、御説明ください。

○政府参考人(青木宏道君) 西山委員御指摘のように、建物や水道の点検などと云つて、言わば偽つて消費者の自宅に上がり込むと、そして、床下が腐つてあるのはこの水道の水は悪いといつたような虚偽の説明をして消費者の不安をあおる、その結果、相当高額な商品を売り付けると、そういう意味の点検商法、これがこのところ急増いたしてござります。

国民生活センターによりますPIioneerのデータでございますけれども、その苦情相談件数でございますが、平成十二年度の五千五百二十四件、これが十四年度には一万一千六百五十七件、二年間で約二倍に増加をしているところでございましたし、先ほど申し上げましたように、事

ます。

個々の被害額については私ども一般的には承知をしておりませんが、例えば住宅リフォームといったようなことになりますと、例えば百万円単位の高額な被害も出ているといったようなこともあります。

したがいまして、今回の改正案におきましては、事業者が訪問したときに訪問目的をまず明示をする、そして契約を結ばなければならぬようになりますので、その説明をすることを禁止をす

る、あるいは重要なことについてわざと言わないといったようなことについても罰則をもつて禁止をすることによってうその説明をすることを禁止をするということで、二年以下の懲役あるいは三百万円の罰金という相当厳しい刑事罰を導入したところでございます。

こうした行政規制の強化に加えまして、私ども今回、この改正案におきまして意を用いておりま

すのが民事ルールの整備でございます。例えば点検商法の場合でございますと、事業者がうその説明をする、あるいは重要なことを言わない、その結果、消費者が誤認をして契約を結んでしまったという場合には消費者がその契約を取り消せるといつたような新しいルールを導入したところでござります。

○西山登紀子君 消火器点検商法の場合、一般家庭にもよく訪れておりまして、詰め替えの時期が来ておりますよ、点検をして詰め替えておきましょうと言つて持つて帰つて、そして詰め替えてまいりましたというのが二週間後にやつてくるわけですね。そうするとケーリングオフの八日間は切れているということなんですが、一本二万円も

切れているということなんですが、一本二万円も切れているということなんですが、一本二万円も

切れているということなんですが、一本二万円も切れているということなんですが、一本二万円も

切れているということなんですが、一本二万円も

切れているということなんですが、一本二万円も

切れているということなんですが、一本二万円も

切れているということなんですが、一本二万円も

切れているということなんですが、一本二万円も

業者が虚偽の説明、うその説明をする、あるいは重要な事項についてわざと言わない、こういった説明をすることによって、結果として消費者が誤認をして契約を結んだという場合には消費者がその契約の意思表示を取り消すことができるということでございますので、これは仮にクーリングオフ期間が過ぎていたとしても取り消すことができる

ます。それはそうでしょう、自分の県のところの事業者がやるわけがない、ほかに行つてやるわけでも、そのクーリングオフ期間経過後においても消費者が改めてクーリングオフをすることができずなわち、事業者がうその説明やあるいは威迫困惑によつてクーリングオフを妨害をするといったような場合には、例えば点検商法の場合は八日間クーリングオフ期間が設けられておりますけれども、そのクーリングオフ期間経過後においても

疑惑によってクーリングオフをしてござります。また、第二点目でございますけれども、クーリングオフ妨害という点についても今回措置をいたしてござります。

また、第二点目でございますけれども、クーリングオフ期間が過ぎていたとしても取り消すことができる、そういう手当てをしてござります。

また、京都の消防器の事例は、実は大阪の事業者なんですね。それはそうでしょう、自分の県のところの事業者がやるわけがない、ほかに行つてやるわけでも、そのクーリングオフ期間経過後においても消費者が改めてクーリングオフをすることができずなわち、事業者がうその説明やあるいは威迫困惑によつてクーリングオフを妨害をするといったような場合には、例えば点検商法の場合は八日間クーリングオフ期間が設けられておりますけれども、そのクーリングオフ期間経過後においても

疑惑によってクーリングオフをしてござります。また、京都の消防器の事例は、実は大阪の事業者なんですね。それはそうでしょう、自分の県のところの事業者がやるわけがない、ほかに行つてやるわけでも、そのクーリングオフ期間経過後においても消費者が改めてクーリングオフをすることができずなわち、事業者がうその説明やあるいは威迫困惑によつてクーリングオフを妨害をするといったような場合には、例えば点検商法の場合は八日間クーリングオフ期間が設けられておりますけれども、そのクーリングオフ期間経過後においても

疑惑によってクーリングオフをしてござります。

○西山登紀子君 ありがとうございます。京都の消防器の事例は、実は大阪の事業者なんですね。それはそうでしょう、自分の県のところの事業者がやるわけがない、ほかに行つてやるわけでも、そのクーリングオフ期間経過後においても消費者が改めてクーリングオフをすることができずなわち、事業者がうその説明やあるいは威迫困惑によつてクーリングオフを妨害をするといったような場合には、例えば点検商法の場合は八日間クーリングオフ期間が設けられておりますけれども、そのクーリングオフ期間経過後においても

疑惑によってクーリングオフをしてござります。

○政府参考人(青木宏道君) ありがとうございます。京都の消防器の事例は、実は大阪の事業者なんですね。それはそうでしょう、自分の県のところの事業者がやるわけがない、ほかに行つてやるわけでも、そのクーリングオフ期間経過後においても消費者が改めてクーリングオフをすることができずなわち、事業者がうその説明やあるいは威迫困惑によつてクーリングオフを妨害をするといったような場合には、例えば点検商法の場合は八日間クーリングオフ期間が設けられておりますけれども、そのクーリングオフ期間経過後においても

疑惑によってクーリングオフをしてござります。

○政府参考人(青木宏道君) ありがとうございます。京都の消防器の事例は、実は大阪の事業者なんですね。それはそうでしょう、自分の県のところの事業者がやるわけがない、ほかに行つてやるわけでも、そのクーリングオフ期間経過後においても消費者が改めてクーリングオフをすることができずなわち、事業者がうその説明やあるいは威迫困惑によつてクーリングオフを妨害をするといったような場合には、例えば点検商法の場合は八日間クーリングオフ期間が設けられておりますけれども、そのクーリングオフ期間経過後においても

疑惑によってクーリングオフをしてござります。

いたしまして、先ほど申し上げましたように、事

○政府参考人(青木宏道君) 今、広域的な連携について御質問がございました。

御指摘のとおり、特定商取引に違反する行為を行なう事業者の中には、その主たる事務所を置く都道府県ではなくて他の都道府県に居住する消費者に対しても違法な勧誘行為を行い、広域にわたつてトラブルを惹起するといったようなケースがございます。

こうした事態に対処するためには、まず私どもは、経済産業省、それから内閣府、国民生活センター、それから警察庁、こういったところと定期的な連絡会を設けておりまして、そうしたもののが端緒をできるだけ早くつかむということに心掛けたところとも随時緊密な連携を取つておるところでございます。

また、各地の経済産業局におきましても、管内の都道府県の執行部、それから県警本部、こういったところとも、本省あるいは地方局の職員を対象として研修を実施しております。そのところとも、私ども、本省あるいは地方局の職員の方にも来ていただきまして、一緒に調査能力の修得あるいは情報の共有など、こういったところも努力をしているところでございます。

○西山登紀子君 この法案の最後の質問ですけれども、消費者保護のための消費者団体等による団体訴訟、これ非常に大事だということで景品表示法の質問のときにもさせてもらいましたけれども、是非これ急ぎ必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(永谷安賢君) 消費者団体訴訟制度についてのお問い合わせでございますが、この消費者団体訴訟制度につきまして、私ども、去年一年掛けて、二十一世紀型の消費者政策の在り方についてという検討会を開いてきておりまして、去年の五月に報告書をいただいたんであります。その中で、消費者団体訴訟制度を導入することが必要である、特に、消費者被害が多発して

いる現状にかんがみると、消費者被害の発生、拡散を防止するための差止め制度を導入することが必要である旨の提言をいただいております。

この提言をベースにしまして、去年の七月でありますけれども、消費者保護会議というのを、これ国、行政サイドでの消費者政策の最高の意思決定機関でありますけれども、昨年の七月に消費者保護会議を開催さしていただきまして、そこで不當条項等の使用に対する差止め制度の導入を検討する旨の決定がなされております。

そういう経緯を踏まえまして、この間の四月の十六日でございましたけれども、国民生活審議会の消費者政策部会で、この消費者団体訴訟制度の具体的な中身でありますとか、あるいは必要な法制上の措置について検討を行うための検討委員会を設置するということが決定されたところであります。でき得れば、年内ぐらいにはある一定の方に向つて打ち出せねばというふうに考えているところであります。

○西山登紀子君 是非早くやつていただきたいと仰ふうに思います。

次に、商品取引法の法案の改正について質問いたしますが、時間が迫つておりますので、一番目を飛ばしまして二番目から質問をさせていただきます。

○西山登紀子君

この法案の改正について質問いたしますが、時間が迫つておりますので、一番目を飛ばしまして二番目から質問をさせていただきます。

○西山登紀子君

お答え申し上げます。

○政府参考人(小川秀樹君)

お答え申し上げます。

○西山登紀子君

市場が有する産業基盤の機能、これを活用する動きがようやく出てまいりました。それで、市場規模も急に拡大をいたしております。

このような動きを踏まえまして、今後の方向としては、リスクヘッジのニーズを有する当業者及び個人投資家を中心構成されることは、自己責任の下、個別的な投資判断を行うことができる者が参加するようになります。

○西山登紀子君 外国などを見ますと、やはり一口にうんと限られていますよね。日本の場合、非常に異常だというふうに思います。

ささらに、最後の質問ですけれども、今回の改正で取引所外取引、OTC、これを広げようとしているということで、言わば当事者同士の相対という前提で非上場商品取引所にのみ認めていたんだけれども、今度は上場品も認めるということになりますと、この九割が素人だという日本の商品取引所が非常にねらわれて、取引所集中原則が搖らいで、監視の届かない投機的な取引が広がる可能性があるのではないか。リスクヘッジではなくて、利ざやの取引や投機の場を無限に拡大させることになるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人青木宏道君 御案内のとおり、商品取引所におきます取引といいますのは、当業者あるいは投資家といったような多様な参加者に対して公正な取引機会を提供すると。そういう意味で、取引期間などで取引条件につきまして最大公約数化をいたしまして、大変標準化をした取引を大規模に行う、そこでいろんな思惑がぶつかることによって公正な価格形成を行うというのが基本でございます。

一方、商品取引所におきますそうした標準化し

た取引では、なかなか実需家であります当業者の多種多様な事業活動のニーズが、こたえるのは難しいと、こういったケースもございまして、これに対応して、当事者同士、あるいはリスクテーカーであります金融機関との間で取引条件を相対の交渉で決めるといったような相対取引を介するサービスのニーズが大変高まっているとい

うのが現状でございます。

したがいまして、これに対応して、今回の改正案におきましては、このような相対取引の仲介の場を商品市場類似施設という形で、一つは許可制度を下で認めるということです。これは言わばオーダーメードでございまして、この相対取引の仲介業務に限定されたものでございまして、商品取引所における標準的な取引とは異なる機能を持つておりますので、むしろ私ども、これは補完をするというふうに考えてございます。そういう意味では、商品取引所が開設する市場が転化することはないというふうに考えてございます。

それから、二点目でございますけれども、この商品市場類似施設においては、これは法令上、一般投資家の参加は全く認めておりません。また、開設許可の要件といたしまして、取引に参加するうち、うち過半数は実需家である当業者であることを開設の要件として認めておりまして、したがいまして私ども、投機的な取引を助長すると、こういうことにも結び付かないことになります。

○西山登紀子君 私の質問はこれで終わって、総務大臣に。

○緒方靖夫君 先週の委員会に続きまして、大阪府食肉事業協同組合連合会、府肉連をめぐる牛丼偽装事件について質問をしたいと思います。

前回の質問で、私は、自らの調査を基にして、浅田容疑者の率いるハンナングループと指定暴力団山口組や政治家の不透明な関係を指摘して、捜査当局にその実態の全容解明を強く要望したと

ころです。その際、指摘した事実はその後マスコミでも取り上げられまして、税金を食い物にする政官業の癪着は許さないという国民の強い批判、その高まりを現在も実感しているところです。

そこで、今日は、前回の質問で指摘しました鈴木宗男被告や松岡利勝元農水副大臣との緊密さに加えて、新たに分かつた政治家との問題を取り上げたいと思います。

資料の配付をお願いしたいと思います。

〔資料配付〕

○緒方靖夫君 お配りしている資料は、政治資金収支報告書を基に、浅田容疑者個人や、彼の率いるハンナングループから資金提供を受けた、受け

ていた政治家をリストアップしたものです。人数は全部で計六名。いずれも、関係する政治団体や政党支部を通じてパートナー券購入や献金を受け

ていることが明らかになつたものです。

見ていただければ分かるように、現職議員で最も金額が多かったのは、現在衆議院憲法調査会会長を務める中山太郎元外務大臣。この方は計二百五十八万円ですね。中山氏は、一九九五年から二〇〇二年までの八年間、ほぼ毎年欠かさず国際経済懇話会や政党支部を通じて、中核企業のハンナ

ンや南大阪食肉畜産荷受から献金を受けておりま

す。南大阪食肉畜産荷受といえば、前回私が質問をいたしましたように、鈴木宗男被告の政治団体が置かれていたその会社ですね。そればかりか、

九五年には浅田容疑者個人に九十万円のパートナー券を購入してもらつてあるなど、関係の親密さがうかがわせられるものになつております。

関係の深さということでは、藤本孝雄元衆議院議員も同様です。藤本氏は、九五年と九六年に政

治団体を介して、浅田容疑者個人やハンナ

ンナンマトラス、関西丸一食品から献金やバ

ティー券の購入では計三百萬円の資金提供を受け

ております。そのうち百八十万円は藤本氏が橋本内閣で農水大臣を務めていた九六年に受け取つて

いる、このことも判明しております。

そのほか、岡下信子元衆議院議員に百五十万

円、鈴木宗男被告に七十万円など、浅田容疑者個人やハンナングループから受けた資金提供の総額は、そこにありますように合計一千五十八万円に上っております。

そこで、中川大臣にお伺いしたいと思います。

この資料にありますように、大臣が農水大臣を務めていた九九年に阪南食肉購買事業協同組合から百万円、総選挙があつた二〇〇〇年にハン

ナマトラスから百万円、合わせて二百万円のパートナー券を買ってもらつております。この

点、間違いなかどうかお伺いしたい。

そして、この二つの団体はいずれも浅田容疑者とは、大臣、どのような関係にあるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) いたしました緒方委員のリストの中の私の記述は事実でございます。

私は、平成十一年、多分十月の三日か四日だつたと思いますが、それまで農水大臣をやつておりますが、それまで農水大臣をやつております。そして、毎年大体十一月から十二月に年一回いわゆる政治資金パートナーを東京で開催をしておりまして、平成十一年十二月十五日に阪南食肉購買事業協同組合から百万円のパートナー券を買つていただきました。平成十二年の一月十七日にハンナマトラスから百万円のパートナー券を買つていただきました。もちろん、これは政治資金規正法に基づいて届出処理、適正に処理されたものでございます。

それから、私と浅田さんは直接の面識は多分ほとんどないと、絶対ないとと言えるかどうかはちょっとと分かりませんが、ほとんどないというふうに私は認識をしております。ただ、父親の生前

中に私の父親と浅田さんが非常に親しい関係にあつたということはいろいろな方から聞いておりま

して、まあ、私はほとんど、少なくとも二人だけでとか何か目的があつてお会いをするというこ

とはございません。

一つだけ、会つたのは、私の父親の記念碑、記

念館を地元に建てていただくときに多大なお世話になつたやに聞いております。息子の私がこういふ答弁をするのは非常に変なお感じを与えるかも知れませんけれども、当時、私は中選挙区でございまして、そういう形の中で、このいわゆる中川一郎記念館というのがおやじの出生地にあるんであります。この建設にはほとんど私が関与をしていない状態で、多くの方々にお世話になつて作つていただきまして、そのオープンのときにお会いをした、そして私が息子としてお礼を申し上げたと。そのときに浅田さんもたしかお見えになつてございさつをした記憶がござりますけれども、それ以外に私の記憶としては浅田さんにお目に掛かつた記憶は今の段階では思い出せないといふのが事実でございます。

いずれにしても、この任意団体からこの金額で、ただ農林大臣とか選挙とかいうお話をございましたけれども、そういう趣旨ではなく、毎年同じ、ほぼ同じ時期に年一回やつてある十一月、十二月の政治資金パーティーに関して、私と浅田さんを知るどなたかかが、パーティーの券ですから、ぱあつと、言葉は悪いですが、ばらまくというか、いろんな方にお願いをする中で、多分父親と仲が良かつたということで購入をしていただいしたものというふうに理解をしております。

○緒方靖夫君 浅田さんというふうに呼ばれましたけれども、顔も知らないということでございましたが、

○國務大臣(中川昭一君) ですから、私の父親の記念館のオープニングのときにはお会いをしているわら、多分、ここにいきなり私とお会いをしたときには浅田さんというふうにぱつと分かるかどうかと云ふことがありますし、写真では知つておりますけれどございます。

○緒方靖夫君 それから、ハンナングループから資金提供を受けていたという事実はこの事件だけですか。それ以外にござりますか。

○國務大臣(中川昭一君) 届出しているだけでござります。

で、今回の事件について、日本の消費者の食品、食肉メーカー、関係業界に対する信頼を損なうもので大変遺憾だと、そういう答弁をされました。

今回の事件で偽装工作を行つていた疑いが強まつたとして経理部長や総務部長まで逮捕されている。それがハンナングループという会社なんですよね。このような企業からパーティー券の購入をする。このような企業から購入する。このことについてやはりこれはまずいことだとか問題だということは感じられませんか。

○國務大臣(中川昭一君) BSEが発生したのが二〇〇一年の九月の十一日に公表されて、もちろん私もそのときに知つたわけでござりますけれども、それ以前の九九年と二〇〇〇年のことでございまして、そのとき、時点では私のパーティーに対するパーティー券購入の対価というふうに理解をしておりました。

○緒方靖夫君 やはり私は、振り返つてみても、やはり非常に問題が多いというふうに思いますよ。パーティー券を買つてもらつていた。そして、そのもう一方の阪南食肉購買事業協同組合、この団体についても私、調べてみました。驚くべき実態があつたんですね。

それは、法人登記を基にこの団体のあるとされる羽曳野市伊賀六の五の九の所在地を訪ねてきました。写真を撮つてくれましたので、こういう写真なんですね。これがその建物、そしてこれが少しあげられた正面玄関ですけれども、そこには驚くべきことにこの看板がないんですよ。所在がここには確認されてない、登記簿にありながら、そういふことなんですね。これがその建物、そしてこれが少しあげられた正面玄関ですけれども、そこには驚くべきことにこの看板がないんですよ。所在がここには確認されてない、登記簿にありながら、そういふことなんですね。そして、その代わりにこの敷地には、ここにありますように、昭栄興業といふ、そういう看板が掛かっております。ハンナングループの企業しかここにはなかつたと。しかも、この昭栄興業というのは、浅田容疑者の実弟で元暴力団の組長の経験を持つ人物が設立した会

社だと。今回の事件でも買上げ申請をした牛肉の焼却施設を大量に受注していた。このことが分かりました。

このように、役所への届出上では協同組合を名のりながら実体は全く不明で、その所在さえも分からない、言わば幽霊団体とさえ言つても過言ではないようなそういうところから、大臣自身、農水大臣の時期はそれでいたということを先ほどおつしやられました。これも私、後できちんと確認したいと思いますけれども、いずれにしても、政治家としてこの時期にパーティー券という形で資金提供を受けていた、このことは問題と思われませんか。

○國務大臣(中川昭一君) その写真のところに私、行つたことありませんし、そのことは何とも申し上げられませんが、いずれにしても、銀行振り込みでパーティー券を買つていただいたということがあります。

○國務大臣(中川昭一君) 多分、阪南何とか組合とハンナングループからどこかの銀行を通じて送金されたものというふうに理解しております。

○緒方靖夫君 これは事実の問題ですから、理解しているとかそういうことでは困るわけですね。

○國務大臣(中川昭一君) 私はやはり大臣として、今大きな問題になつていて、そのことはお願いです。

○緒方靖夫君 これは事実の問題ですから、理解しているとかそういうことでは困るわけですね。

○國務大臣(中川昭一君) 私はやはり大臣として、今大きな問題になつていて、そのことはお願いです。

○緒方靖夫君 私の発言中です。

○國務大臣(中川昭一君) どこから振り込まれたる。けじめというのは事実をまず、まず解明するという……

○國務大臣(中川昭一君) いや、勘違いしてい

る。羽曳野市伊賀六の五の九の所在地を訪ねてきました。写真を撮つてくれましたので、こういう写真なんですね。これがその建物、そしてこれが少しあげられた正面玄関ですけれども、そこには驚くべきことにこの看板がないんですよ。所在がここには確認されてない、登記簿にありながら、そういふことなんですね。これがその建物、そしてこれが少しあげられた正面玄関ですけれども、そこには驚くべきことにこの看板がないんですよ。所在がここには確認されてない、登記簿にありながら、そういふことなんですね。そして、その代わりにこの敷地には、ここにありますように、昭栄興業といふ、そういう看板が掛かっております。ハンナ

行振り込みとして購入をしていた、いたということは先ほど申し上げました。

○委員長(谷川秀善君) 緒方靖夫君、時間が参りました。

○緒方靖夫君 直前の、直前の答弁でもちゃんとハンナングループと言われていますよ。そのことは分かっているんです。ですから、私は、この問題についてやはりきちっとした形で大臣自身が自らの行つてきのことについて調査して、そしてやはりそれを公表していただきたい。

○緒方靖夫君 そして、委員長にお願いしますけれども、当委員会としても、やはりこれだけの問題があるわけですから、今これだけ大きな問題になつていて、やはりそれを公表していただきたい。

○國務大臣(中川昭一君) 先週の土曜日の朝日新聞にももう既に出ておりますし、私自身も十分自分で調査をいたしました。何かほかにあればお答えをしたいと思いますけれども、私とのハンナングループですか、浅田さんですか、との関係についてはこれだけでござります。

○委員長(谷川秀善君) もう時間です。だから、ただいま緒方委員とのお話は後日理事会で協議いたします。

○國務大臣(中川昭一君) 先週の土曜日の朝日新聞にももう既に出ておりますし、私自身も十分自分で調査をいたしました。何かほかにあればお答えをしたいと思いますけれども、私とのハンナ

ングループですか、浅田さんですか、との関係についてはこれだけでござります。

○委員長(谷川秀善君) もう時間です。だから、ただいま緒方委員とのお話は後日理事会で協議いたします。

○緒方靖夫君 じゃ、終ります。

○委員長(谷川秀善君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

○緒方靖夫君 これより討論に入ります。

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、商品取引所法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。

反対理由の第一は、本法案が日本版ビッグバンに端を発した規制緩和の流れを加速させるもので

あり、国民をより一層投機に駆り立てる、経済の投機化を促進するからです。

商品取引員の許可制度の緩和や取引所外市場の拡大などは、さきのパラジウム先物市場の高騰に見られるように、商社や銀行、商取会社のもうけの場を拡大し、投機的取引を拡大させることは明らかです。先物被害が増加、深刻化している現状をこのまま放置して、これ以上の規制緩和を進めることは許されません。

第二は、委託者保護強化についての一定の改善があるものの、極めて不十分であり、これでは増大する先物被害を根本的に食い止めるることはできないからです。ましてや、被害救済に取り組んでいる関係者から切望されていた不招請勧誘の禁止を見送ったことは重大です。

そもそも先物取引は、極めて投機性が高く、専門的知識や経験を必要とすることから、一般投資家には不向きな取引であり、当業者、専門家に限るべきです。我が国の先物市場は、当業者主義の徹底がなされておらず、参加者のほとんどが一般投資家という諸外国にも例を見ない、異常な構造こそ改善すべきです。

第三は、取引所の株式会社化により、取引参加者にとって透明かつ公正、中立な存在であるべき取引所が、株主利益を優先することによってその公共性を弱め、ゆがんだ市場運営に傾斜していくことが懸念されるからです。

最後に、先物業界を丸ごと保護してきた政官財の癒着の構造をきつぱりと断ち切り、例えばアメリカの商品先物取引委員会のような組織、権限を持つた監督官庁の設置など、これ以上先物被害を出さないことを最優先にした抜本的制度改革が必要であることを申し上げて、反対討論いたしました。

○委員長(谷川秀善君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

まず、商品取引所法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷川秀善君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○藤原正司君 私は、ただいま可決されました商

品取引所法の一部を改正する法律案に対し、自由

民主党、民主新進党、公明党及び日本共産

党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

民主新進党、公明党及び日本共産

案文を朗読いたします。

商品取引所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点につい

て適切な措置を講ずべきである。

一 商品取引員の勧誘行為に関する個人委

託者の保護のため、適合性原則の徹底を始め

関係法令を遵守するよう厳格に指導するこ

と。特に、新規委託者の保護には万全を期す

とともに、契約締結前に交付すべき書面につ

いては、商品先物取引の仕組み・リスクにつ

いて個人委託者に分かりやすい内容とするこ

と。

二 両建て勧誘、特定売買、向玉等の悪用につ

いては厳正に対処するとともに、今後の委託

者トラブルの動向を踏まえ、禁止行為の類型

やその実効性の確保策について適時適切な見

直を行うこと。

三 商品取引員に対する監督体制については、農林水産省及び経済産業省の緊密な連携を図り、委託者保護に万全を期すとともに、米国

の商品先物取引委員会(CFTC)等も参考として、今後の体制強化について検討を行うこと。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(谷川秀善君) ただいま藤原君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷川秀善君) 全会一致と認めます。

この際、藤原君提出の附帯決議案は全会一致を許します。

よつて、藤原君提出の附帯決議案は全会一致を許します。

また、消費者トラブルを防止するため、消

費生活センター及び国民生活センターが相談

窓口として有効に機能するよう努めること。

だいまの決議に対し、中川経済産業大臣から

発言を求められておりますので、この際、これを許します。

よつて、藤原君提出の附帯決議案は全会一致を許します。

また、消費者トラブルを防止するため、消

費生活センター及び国民生活センターが相談

販売、連鎖販売取引等の実態にかんがみ、消費者保護の充実強化の観点から、関係省庁、地方公共団体、警察の連携体制の一層の緊密化を図りつつ、違法行為に対し機動的かつ厳正な行政措置を発動するとともに、そのための取締体制を整備すること。

また、消費者トラブルを防止するため、消費

費生活センター及び国民生活センターが相談窓口として有効に機能するよう努めること。

だいまの決議に対し、中川経済産業大臣から

発言を求められておりますので、この際、これを許します。

よつて、藤原君提出の附帯決議案は全会一致を許します。

また、消費者トラブルを防止するため、消

費生活センター及び国民生活センターが相談

窓口として有効に機能するよう努めること。

ありがとうございました。

○委員長(谷川秀善君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(谷川秀善君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十分散会

四月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

(第一八三三号)

一、独立行政法人産業技術総合研究所の公的研究の継続と運営費交付金等の充実に関する請願
願(第一八四九号)

第一八三三号 平成十六年四月九日受理

容器包装リサイクル法の改正に関する請願

請願者 千葉市美浜区磯辺五ノ一五ノ三ノ

三〇三 岩橋百合 外五百十一名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第一八〇七号と同じである。

第一八四九号 平成十六年四月九日受理

独立行政法人産業技術総合研究所の公的研究の継続と運営費交付金等の充実に関する請願

請願者 香川県高松市瀬戸内町一二二ノ一

九 杉本弘悦 外九百九十九名

紹介議員 広野ただし君

独立行政法人産業技術総合研究所(以下「産総研」)の非公務員型独立行政法人への移行方針が決定された。しかし、「全体の奉仕者」として安心して職務に専念し、困難な基礎的・基盤的研究や中期的研究を推進し、個別企業の利益に縛られない公害や環境研究、標準の供給や地質調査など公的な研究、さらには国を代表して国際共同研究を行うとともに、産官学連携を公共的、中立的立場から円滑に進めるためにも、公務員身分の確保は不可欠である。非公務員型では、任期付雇用の繰り返しなどによる雇用の不安定化や産業化へ向けたプロジェクトなどの短期的研究を優先する体制につながらりかねない。また、採用や兼業、再就職、共同研究について、公的な機関としての中立性、公平性が確保されなくなる危険性がある。非公務員型への移行方針は、政府の進める公務の減量化・効率化の一環として、他の独立行政法人や行政組織にも少くない影響を与える。中央省庁等改革基本法は「職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとする。」としているが、産総研常勤職員の過半数が非公務員型への移行に反対している。職員の総意を尊重することが必要である。独立行政法人運営費交付金の削減率を高める動きが強まっている。産総研の一六年度の運営費交付金についても、一時的な資金を除いて約一億円(二・六%)の減少となっている。科学技術研究の発展に対する役割の増大や国民的な期待にこたえるためにも、運営費交付金等を充実し、自律的運営を保障すべきである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 一、独立行政法人産業技術総合研究所の公的な性格を堅持し、困難な基礎的・基盤的研究、公害や環境研究、標準の供給や地質調査など公的な研究を推進し、国際共同研究、産官学連携を公共的、中立的立場から円滑に進めること。
- 二、独立行政法人産業技術総合研究所の第二期中期目標の策定に当たって、当該法人の意向を尊重すること。また、科学技術研究に求められる役割と期待の増大に対応し、運営費交付金等の充実に努め、法人の自律的運営を保障すること。